

第3期新地町
子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和〇年〇月

新 地 町

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3
第2章 新地町の現状.....	4
1 子育て家庭を取り巻く環境.....	4
2 住民ニーズ調査の結果.....	9
3 子育て環境の状況.....	26
4 新地町の現状（まとめ）.....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 基本理念：目指す姿.....	31
2 基本的な視点.....	32
3 計画の基本的な考え方.....	33
4 教育・保育提供区域の設定.....	33
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	34
1 教育・保育の量の見込みの算出.....	34
2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	35
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保提供量.....	37
第5章 その他の関連施策の展開.....	45
1 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	45
2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援.....	46
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	49
4 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化.....	51
5 保育施設整備事業.....	54
第6章 計画の推進.....	55
1 計画の推進.....	55
2 計画の進行管理.....	55
◇資料編.....	56
1 計画策定までの経過.....	56
2 新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱.....	57
3 新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 委員名簿.....	58
4 国動向（子ども・子育て支援法等の一部の改正について）.....	59

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

我が国の少子化は急速に進行しており、本町においても減少が顕著であり、令和6年4月1日現在の総人口は7,547人(住民基本台帳)、そのうち0～11歳人口は685人で、令和2年(777人)と比べると92人の減少となっています。子育てのための経済面や仕事の負担感、晩婚化・非婚化などが少子化の理由として考えられ、また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況の変化も影響していると思われます。

このような社会情勢の変化の中、国においては、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年から「子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)」をスタートさせました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会の考え方の基本として、幼児期の教育・保育の一体的な提供や、教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上、家庭における療育支援などを総合的に推進することとしています。

また、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けた子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

さらに、令和6年には、子ども・子育て支援法等の一部改正をする法律を成立させました。児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的とした妊娠のための支援給付や、働いていなくても子どもを保育所などに預けられる乳児等のための支援給付(「こども誰でも通園制度」)が創設されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援政策を展開していくことを目指しています。

本町では、新制度の下で平成27年度から「新地町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て家庭のおかれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の充実に努めてきました。

このたび、「第2期新地町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えたことから、継続的かつ計画的に事業を推進するため、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第3期新地町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産むことができ、地域みんなで子育てを応援する、子どもたちの笑顔があふれるまち」の実現を目指していきます。

2 計画の位置づけ

(1)計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として教育・保育を一体化し、また地域での支援事業、サービスを充実させる総合的な取組です。

◇子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業の実施、施設などの整備を図る計画です。

(2)他の計画との関係

本計画は「新地町総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、新地町における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、5年を一期として計画を定めるものとしていることから、本計画は、令和7年度(西暦 2025 年)から令和 11 年度(西暦 2029 年)までの5年間を計画の期間とします。

計画の期間中は事業の進捗状況を管理するとともに、計画内容と実態に乖離が生じた場合などは計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

なお、計画の中間年でない場合であっても、計画変更の必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行っていきます。

◇計画の期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
新地町子ども・子育て支援事業計画 (第二期)					新地町子ども・子育て支援事業計画 (第三期)				
		見直し		第三期 計画策定			見直し		次期 計画策定
必要により適宜見直し									

4 計画の策定体制

(1)子ども・子育て支援事業ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、教育・保育その他の子育て支援について、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、未就学児童の保護者及び小学生児童の保護者を対象にニーズ調査を実施し、結果を計画に反映しました。

(2)子ども・子育て支援事業計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子どもの保護者、関係機関、関係団体などで構成する「新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

(3)パブリックコメントの実施

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和 7 年 1 月 20 日から2月3日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 新地町の現状

1 子育て家庭を取り巻く環境

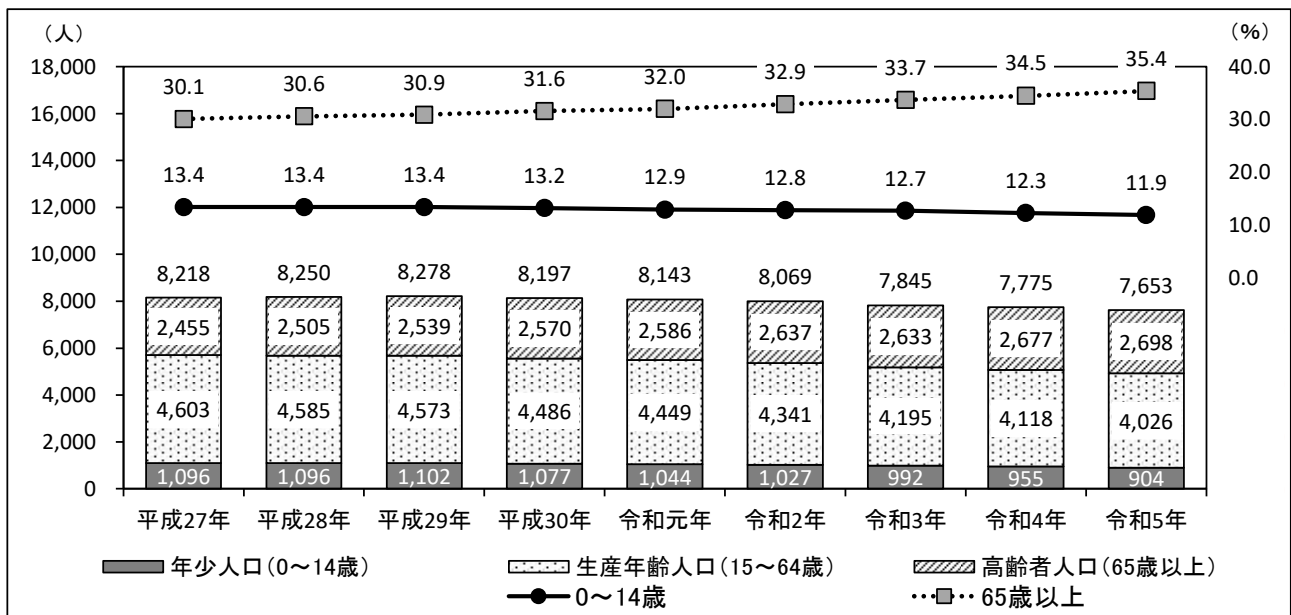
(1)人口の動向

①3区分別人口の推移

本町の人口は、福島県現住人口調査によると令和5年 10 月1日現在、7,653人であり、平成 29 年の8,278 人以降は一貫して減少が続いています。

年齢3区分別人口をみると、65 歳以上の「高齢者人口」は増加が続いていますが、0～14 歳の「年少人口」及び 15～64 歳の「生産年齢人口」は減少が続いています。

◇年齢 3 区分別人口と人口割合の推移



注：総人口には年齢不明を含む。割合は年齢不明を除いた数値。

資料：福島県現住人口調査年報(各年 10 月1日現在)

②就学前児童・小学生人口の推計

本計画の対象となる就学前児童(0～5歳)及び小学生(6～11歳)人口は、次のように推計されます。

◇就学前児童・小学生人口の実績及び推計

単位：人

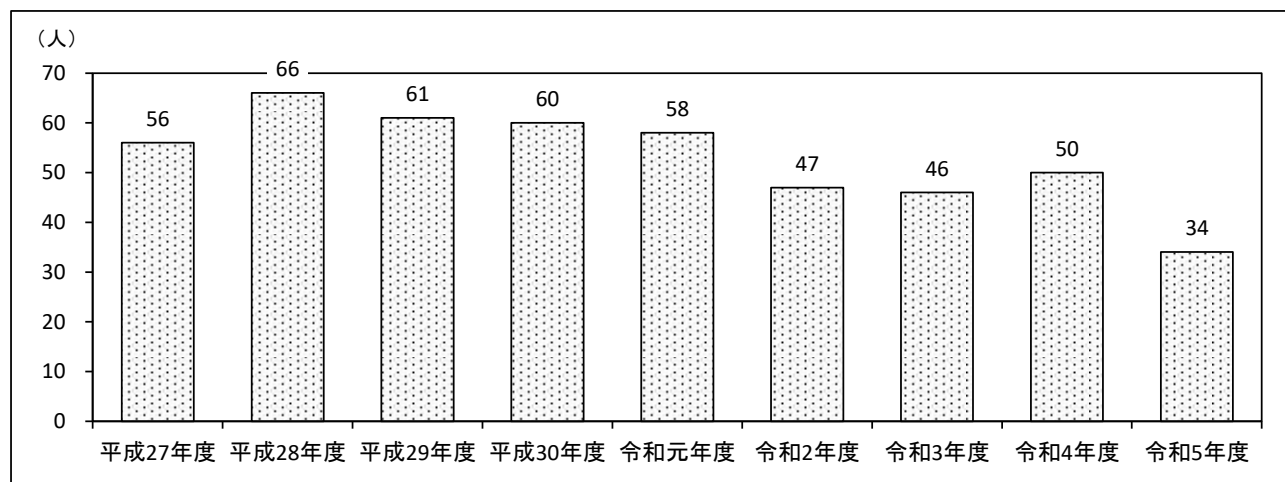
区分	実績値					推計値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～5歳	386	367	351	322	295	279	268	253	244	246
6～11歳	391	388	402	381	390	393	387	376	350	328
合計	777	755	753	703	685	672	655	629	594	574

注：各年 4 月 1 日現在(実績値は住民基本台帳による)

③出生数の推移

近年の出生数をみると、平成30年以前は60人前後、令和元年以降は50人前後で推移していましたが、令和5年には34人と前年(50人)から約30%減の結果となっています。

◇出生数の推移



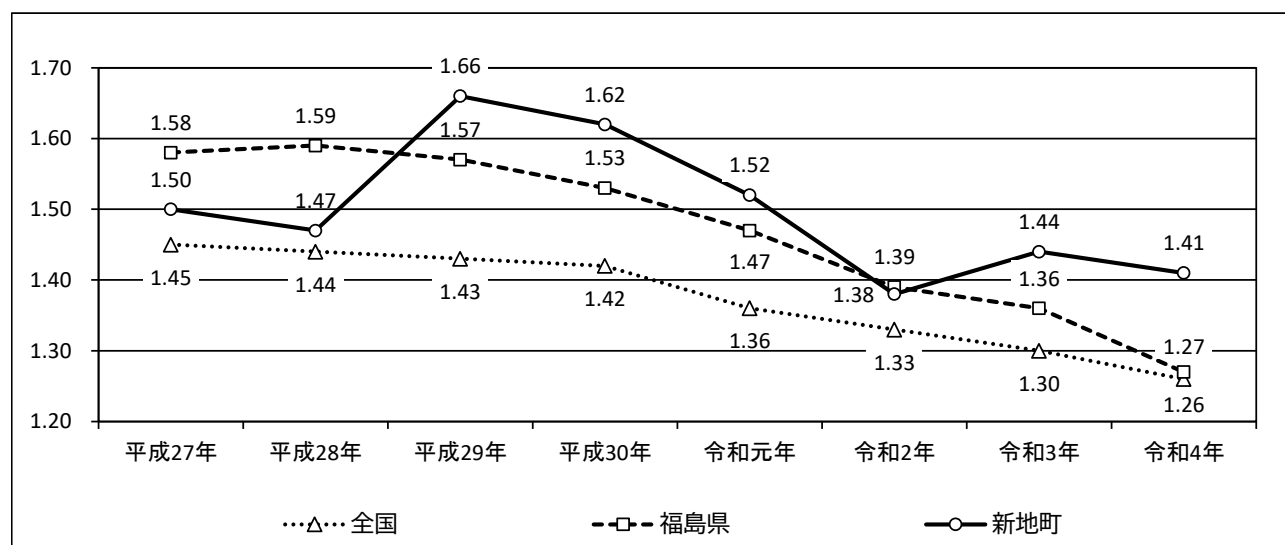
資料:住民基本台帳法による

④合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は全国を上回り、また、平成29年以降は平成2年を除き福島県を上回って推移しています。しかし、全国や福島県と同様に、本町も近年は減少傾向にあり、令和4年は国が1.26、福島県が1.27、本町は1.41となっています。

なお、令和5年については、国は1.20とさらに低下する状況となっており、少子化の懸念が一層強まっています。

◇合計特殊出生率の推移



注:合計特殊出生率:一人の女性が一生の間に生む子どもの数(15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)

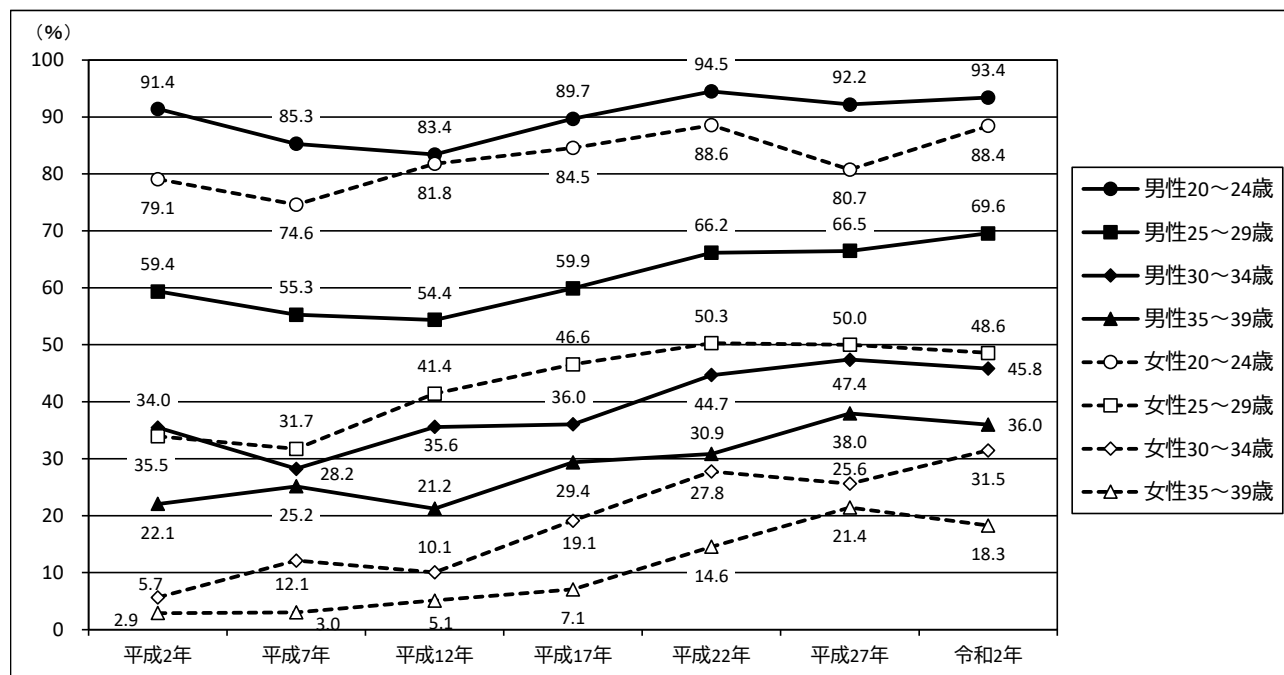
資料:全国及び福島県は福島県人口動態の概況、新地町は新地町データより

⑤未婚率の推移

本町の未婚率は、平成7年または平成12年を底として、近年は男女ともに各年代で上昇・横這い傾向にあり、晩婚化の進行を読み取ることができます。

令和2年の女性の未婚率は、「20～24 歳」は 88.4%、「25～29 歳」は 48.6%、「30～34 歳」は 31.5%、「35～39 歳」は 18.3%となっています。

◇未婚率の推移



資料:国勢調査

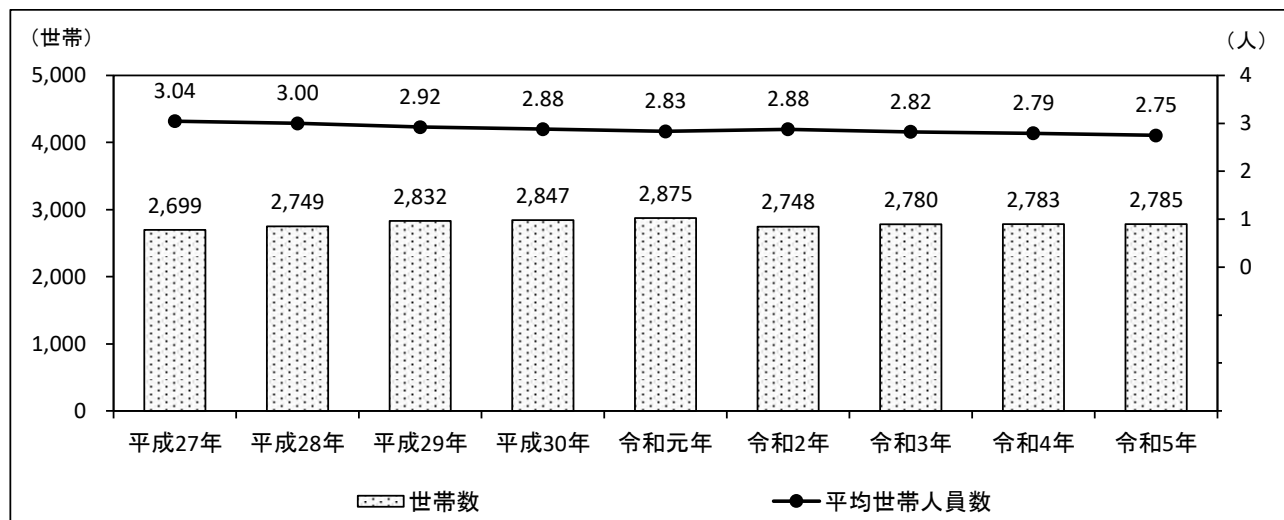
(2)世帯の動向

①世帯数の推移

本町の総世帯数は、令和5年に2,785世帯(福島県現住人口調査)となっており、多少の増減はあるものの概ね横這いで推移しています。

1世帯あたりの人員は、令和5年に2.75人となっており、近年は減少傾向が続いています。

◇世帯数と平均世帯人員の推移

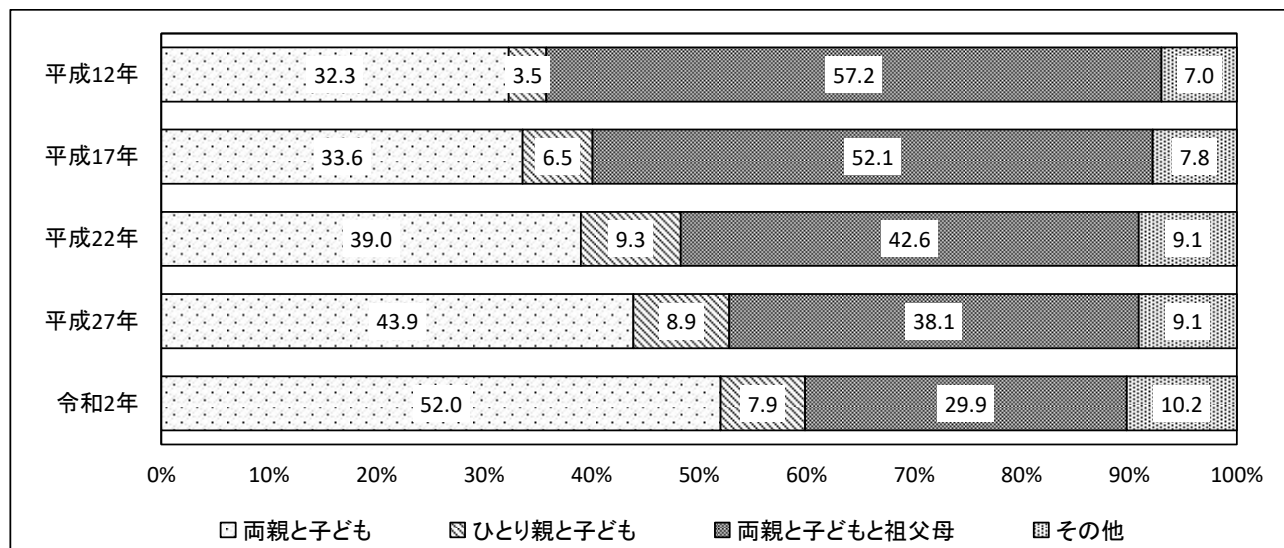


資料:福島県現住人口調査年報(各年 10月1日現在)

②子どものいる世帯数の推移

令和2年の国勢調査による子どものいる世帯は675世帯であり、総世帯数(2,748世帯)の24.6%となっています。子どものいる世帯の内訳は、「両親と子ども」が52.0%と過半数を占め、一方、3世代世帯である「両親と子どもと祖父母」は29.9%と減少傾向が続いています。「ひとり親と子ども」は7.9%となっています。

◇子どものいる世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の内訳と推移



注:両親と子どもと祖父母は、「夫婦と子どもと両親」「夫婦と子どもとひとり親」「夫婦と子どもと親とその他親族」の合計

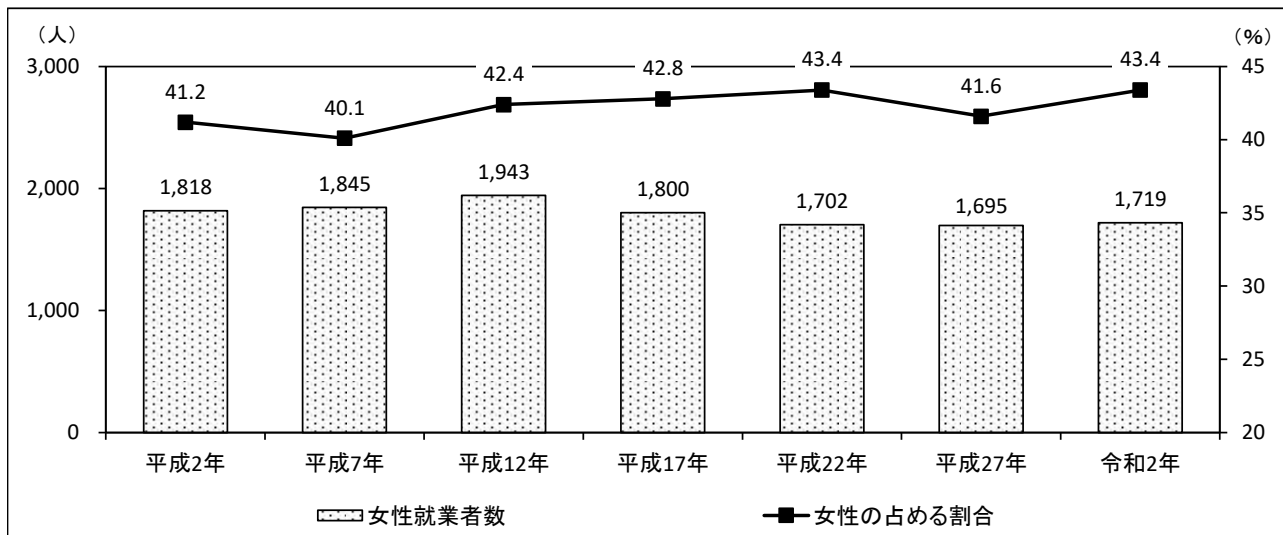
資料:国勢調査(各年 10月1日現在)

(3)就労の状況

①女性の就業

女性の就業者は平成 12 年の 1,943 人から平成 27 年には 1,695 人と減少してきましたが、令和2年は 1,719 人と、5年間で 24 人の増加となっています。就業者の女性割合は、平成 22 年と同様に近年では最も高い 43.4%となっています。

◇女性就業者と就業者における女性の占める割合の推移

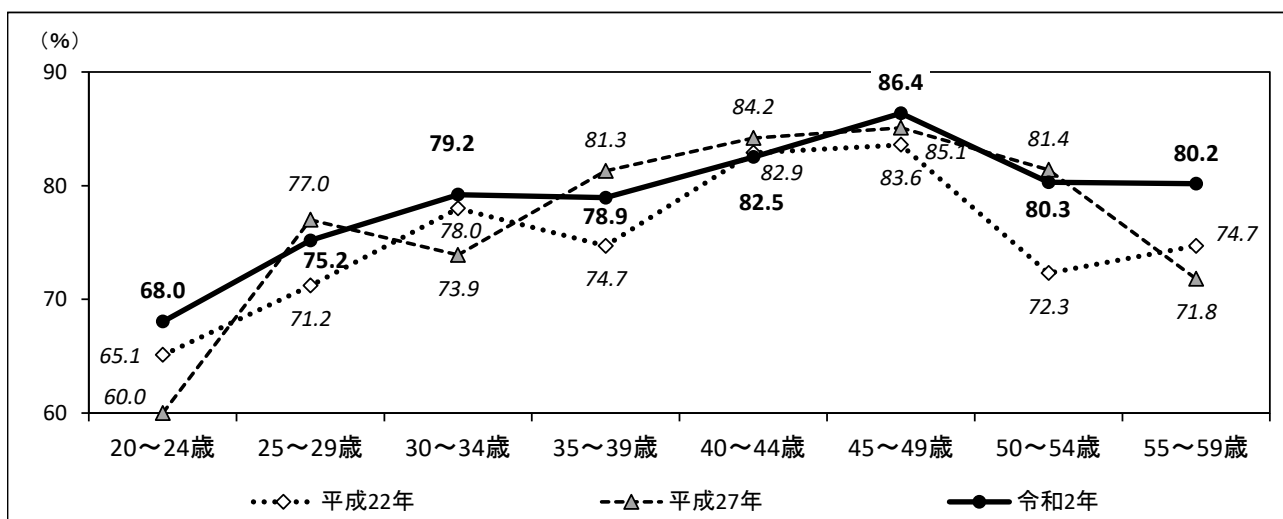


資料:国勢調査

②女性の年齢別就業

女性の年齢別就業率について、国勢調査結果により平成 22 年以降の動向をみると、30 歳代の就業率が向上し、「いわゆるM字カーブ」(結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた年代に再び上昇するという動き)が改善しつつあると見込まれます。

◇女性の年齢別就業率



資料:国勢調査

2 住民ニーズ調査の結果

計画の策定に先立ち、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、就学前児童及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。調査結果の概要は以下のとおりです。

(1)調査の概要

①調査の対象者	就学前児童及び小学生の保護者
②調査実施方法	保育所・小学校の協力を得て配布。回収は保育所・小学校を通して回収またはWEBによる回収。 保育所に入所していない児童の保護者は郵送により配布。回収は郵送またはWEBによる回収。
③調査実施期間	令和6年5月27日(月)～6月10日(月)

④アンケート回収結果

区分	発送	回収	無効票	有効回答	有効回収率
就学前児童の保護者	297	199	0	199	67.0%
郵送	297	83	0	83	27.9%
WEB		116	0	116	39.1%
小学生の保護者	401	243	2	241	60.1%
郵送	401	85	1	84	20.9%
WEB		158	1	157	39.2%

※無効票：白紙回答及び重複回答（郵送とWEBの両方の回答があった場合WEB回答を無効票とした）

⑤集計について

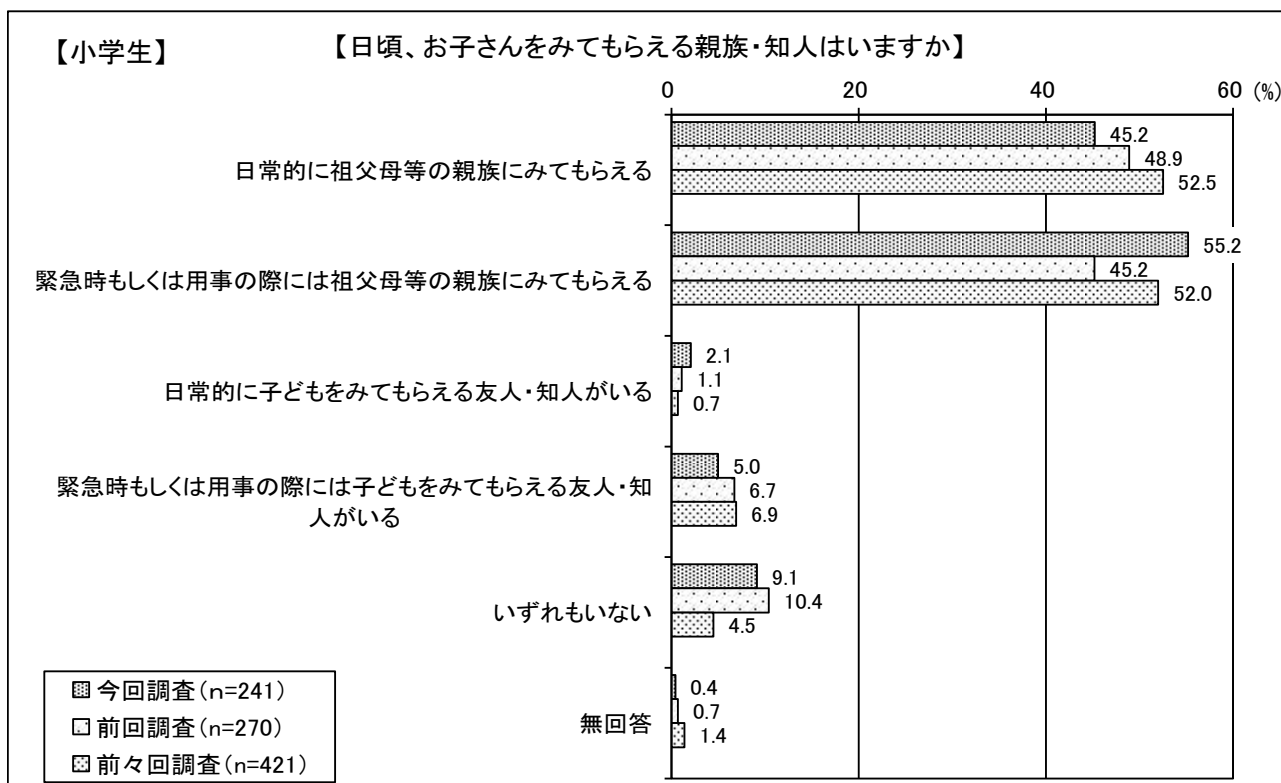
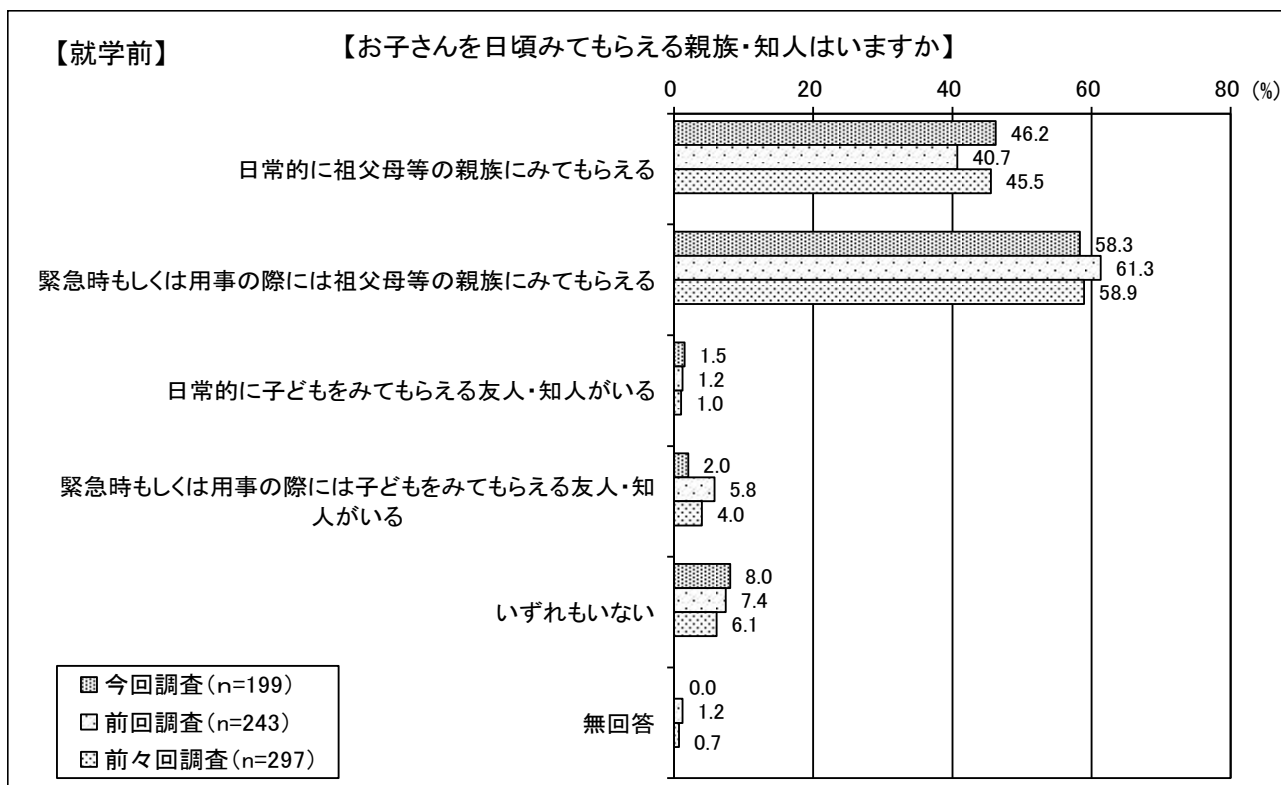
- ・集計結果を百分率(%)で表す場合、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としています。このため、百分率の合計が100にならない場合があります。
- ・表中の「n=(数字)」表記の数字は、設問の回答対象者数となっています。
- ・●歳の表記は、回答者が年齢を選択肢から選択、また自由に記載する設問のため、●表記にしています。
- ・複数回答を可とした設問で、選択肢をひとつも選択しなかった場合は「無回答」として集計しています。
- ・単数回答(一つのみ選択)の設問において、複数選択した場合は、上記と同様に「無回答」として集計しています。
- ・グラフ表示に際して、選択肢が多い場合などは、一部値の小さい数値の表記を省略する場合があります。

(2)調査結果の概要

①子どもを見てもらえる親族・知人(就学前・問 9、小学生・問 9)

日ごろ、子どもを見てもらえる親族・知人があるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約6割、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が40％台と突出しており、この傾向は就学前・小学生とも同様となっています。

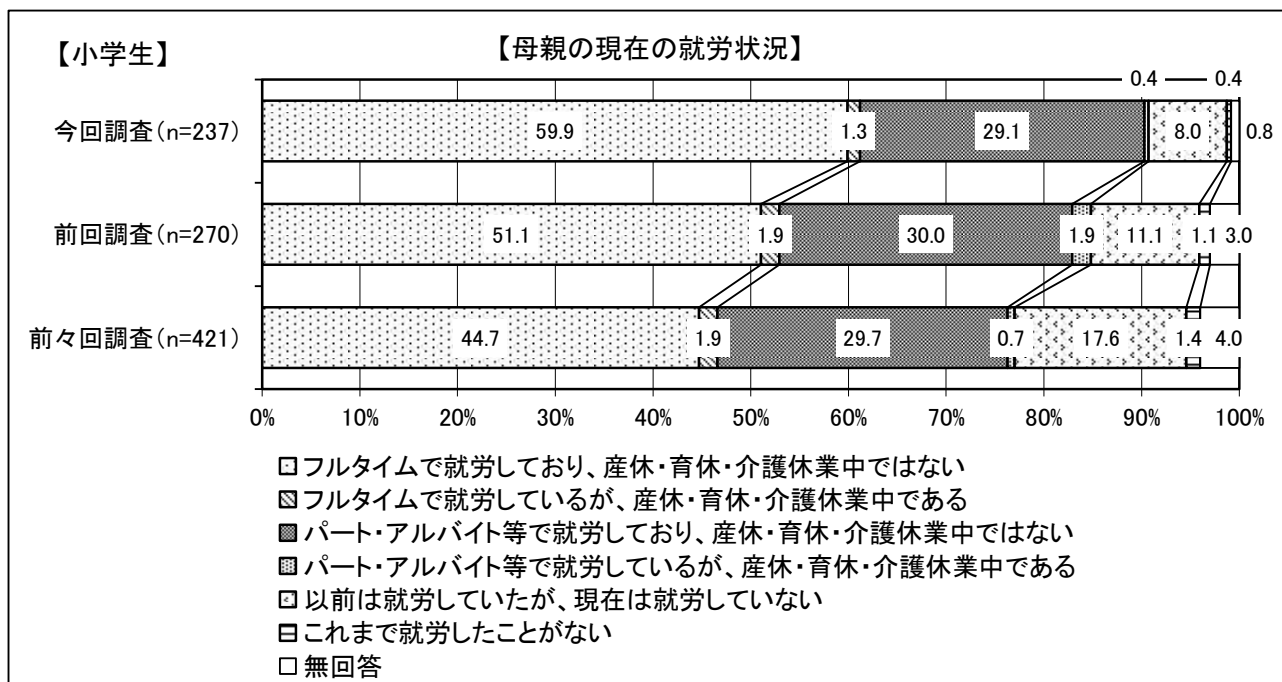
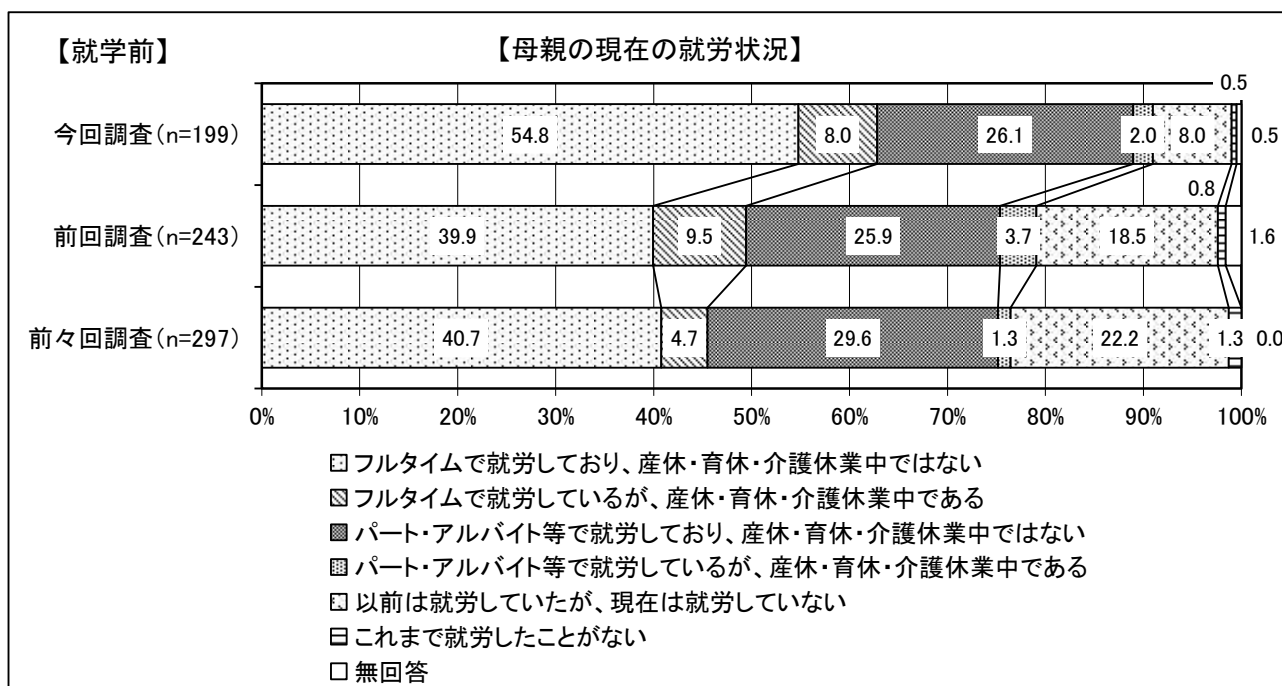
なお、全体の1割が「いずれもない」との回答となっています。



②保護者(母親)の現在の就労状況(就学前・問 12(1)、小学生・問 12(1))

保護者(母親)の就労状況は、就学前・小学生とも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 50%台と最も高く、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 20%台で続いています。

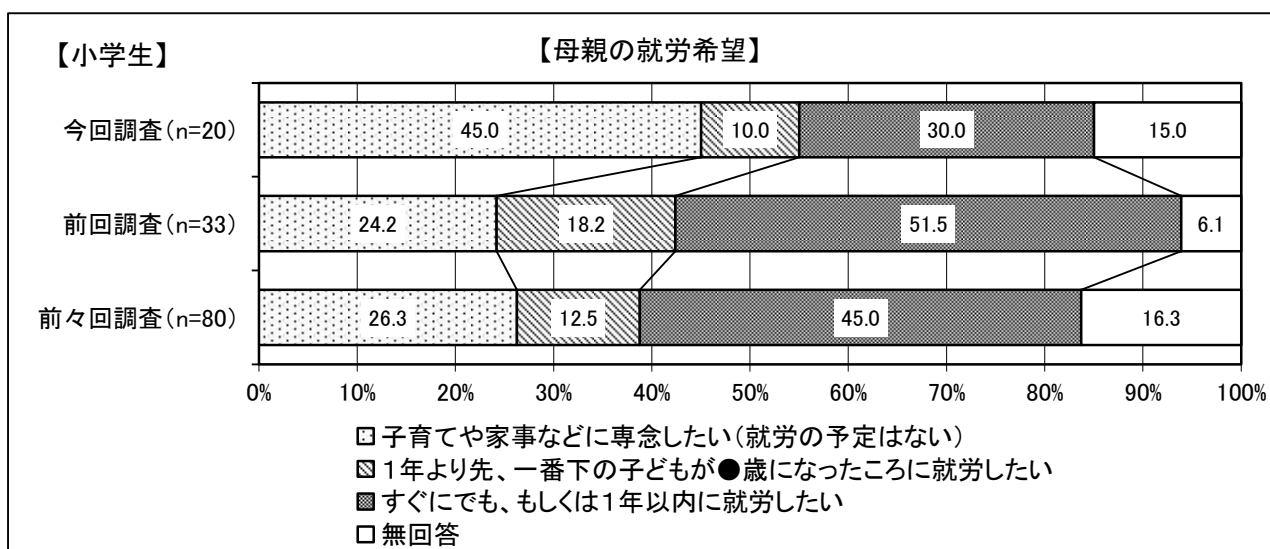
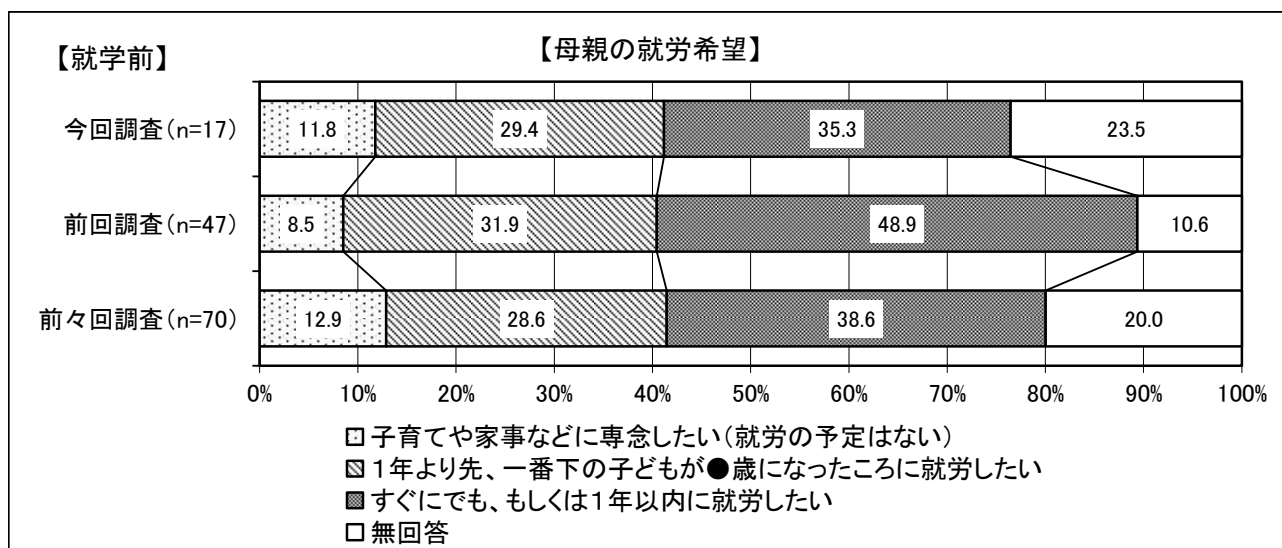
前回との比較では、「フルタイムで就労」の比率が大きく増加し、一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の比率は一貫して減少していることから、産休・育休取得者または出産後の再就職者が増加しているものと考えられます。



③現在働いていない保護者(母親)の就労希望(就学前・問 14、小学生・問 14)

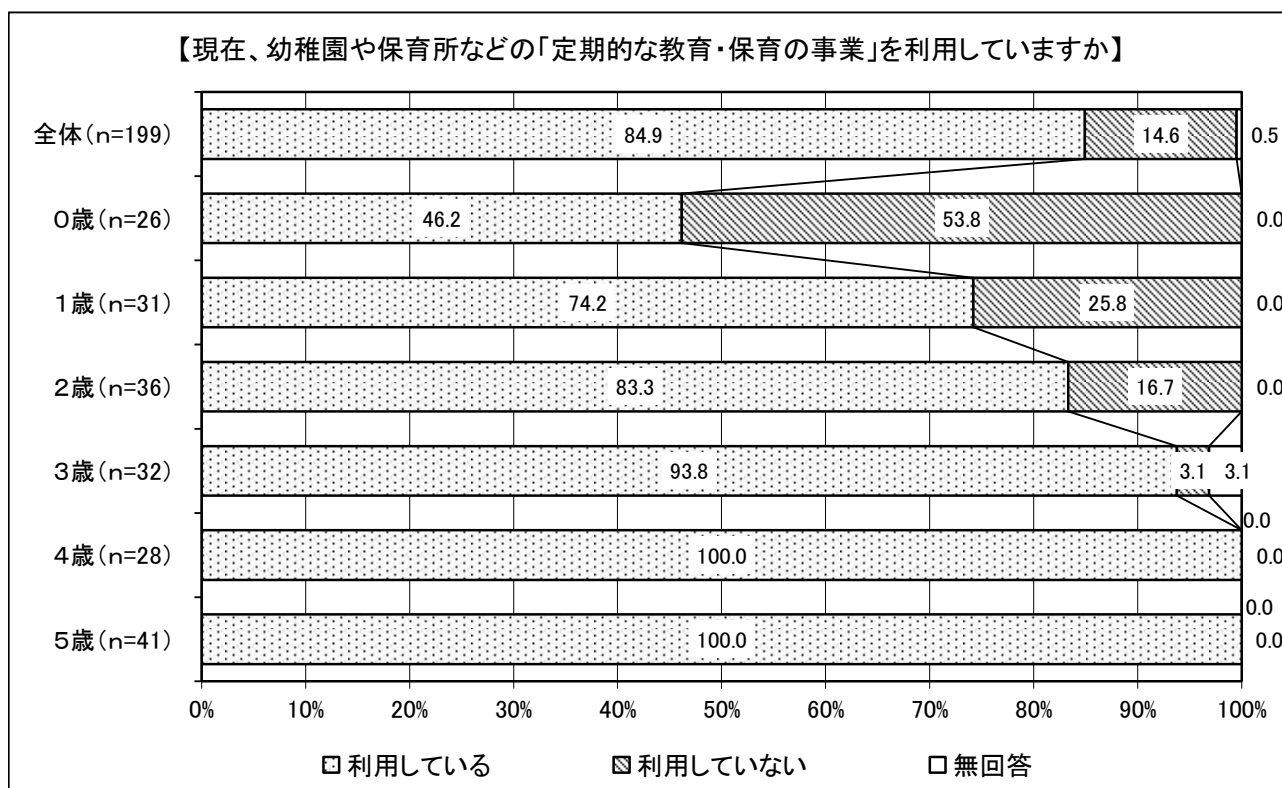
就労していない母親の就労希望は、就学前では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(35.3%)や「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」(29.4%)の比率が高く、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」は 11.8%と少数となっています。

しかしながら小学生になると「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が 45.0%と最も高い比率となっています。本設問の該当者数が 17 人と、前回(47 人)の約 1/3 と少数であることから、既に多くの母親は就労済であることがこのような結果になったと考えられます。



④平日の定期的な教育・保育事業の利用(就学前・問 15)

定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」が 84.9%と多数を占め、「利用していない」は 14.6%となっています。子どもの年齢別にみると、「利用している」は 0 歳の 46.2%から年齢とともに比率が高くなり、4歳及び5歳は 100.0%となっています。



⑤利用している教育・保育事業(就学前・問 15-1)

利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が 90.5%と大多数を占め、次いで幼稚園が 6.5%となっており、前回調査(それぞれ 88.4%、6.3%)と概ね同様の結果となっています。

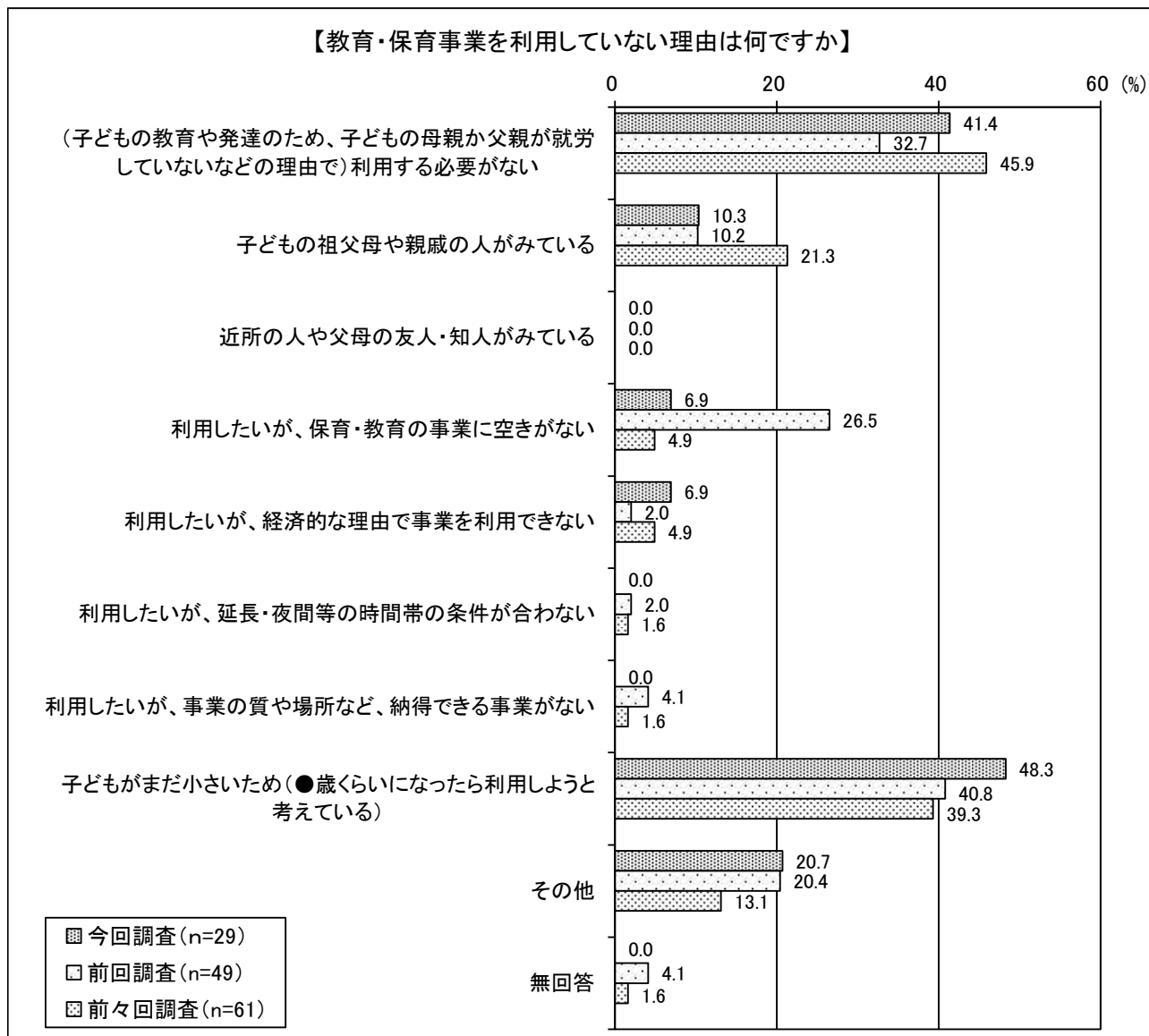
◇利用している教育・保育事業

利用している教育・保育事業

															上段：人、下段：%	
項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	総回答数	回答者数	
	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外保育施設	居宅訪問型保育	ファミリースタート・センター	その他	無回答			
全 体	11	2	153	0	0	0	2	2	0	0	0	2	0	172	169	
	6.5%	1.2%	90.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	101.8%	100.0%	
年 齢 別	0歳	1	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	
		8.3%	0.0%	91.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	
	1歳	1	0	20	0	0	0	2	0	0	0	0	0	23	23	
		4.3%	0.0%	87.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	
	2歳	0	0	29	0	0	0	0	1	0	0	0	0	30	30	
		0.0%	0.0%	96.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	
	3歳	3	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	2	31	30	
		10.0%	3.3%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	103.3%	100.0%
	4歳	2	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	28	
		7.1%	0.0%	92.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
5歳	3	1	38	0	0	0	0	1	0	0	0	0	43	41		
	7.3%	2.4%	92.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	104.9%	100.0%	

⑥教育・保育事業を利用していない理由(就学前・問 15-5)

教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が 48.3%、次いで「利用する必要がない」が 41.1%となっています。前回比率が高かった「利用したいが保育・教育の事業に空きがない」は 6.9%と約 20 ポイントもの大幅な減少となっています。町の政策により一定の効果があつたと推測されます。

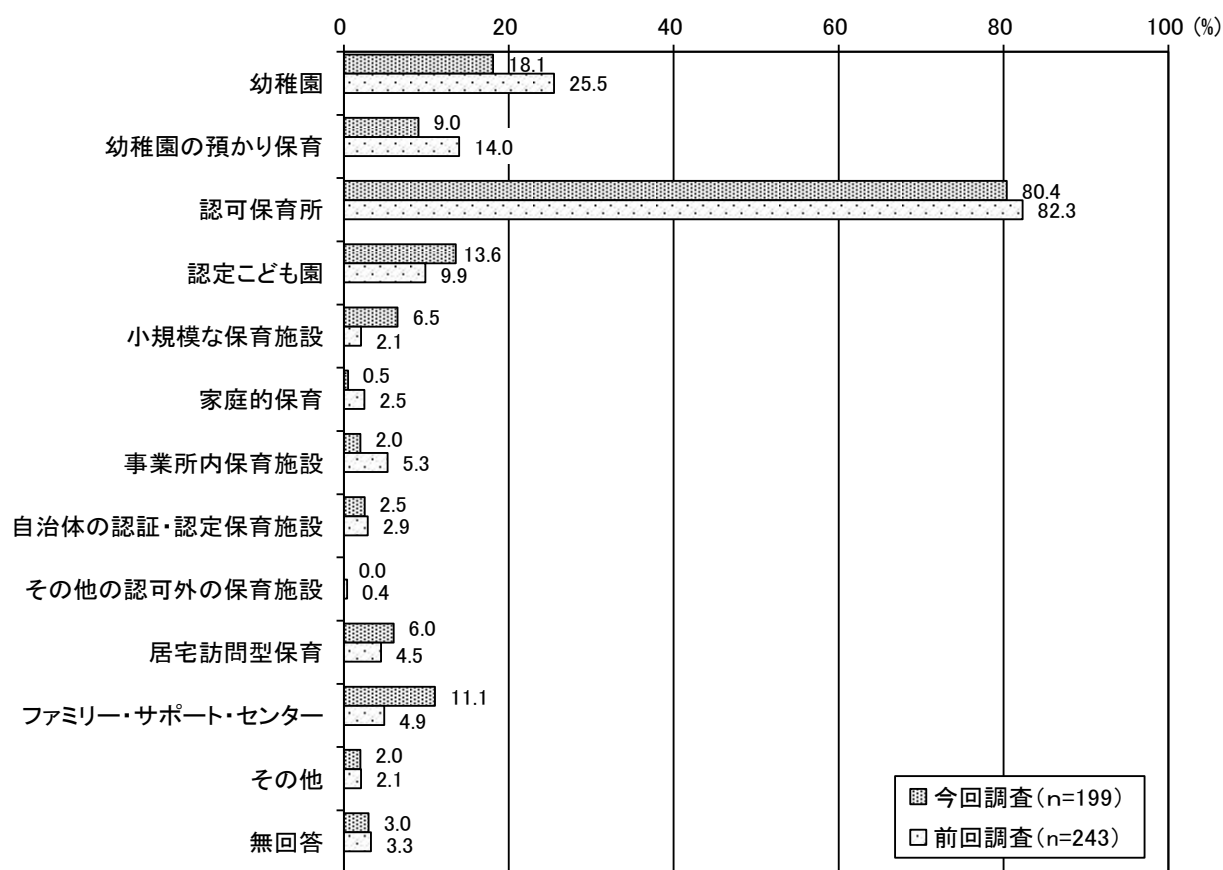


⑦平日の定期的な教育・保育事業の利用意向(就学前・問 16)

平日に定期的に利用したいと考える事業は、「認可保育所」が 80.4%と圧倒的に高く、以下、「幼稚園」(18.1%)、「認定こども園」(13.6%)、「ファミリー・サポート・センター」(11.1%)、「幼稚園の預かり保育」(9.0%)と続いています。

前回調査と概ね同様の傾向が見受けられますが、「認定こども園」や「ファミリー・サポート・センター」の比率は増加し、「幼稚園」及び「幼稚園の預かり保育」は比率が減少する結果となっています。

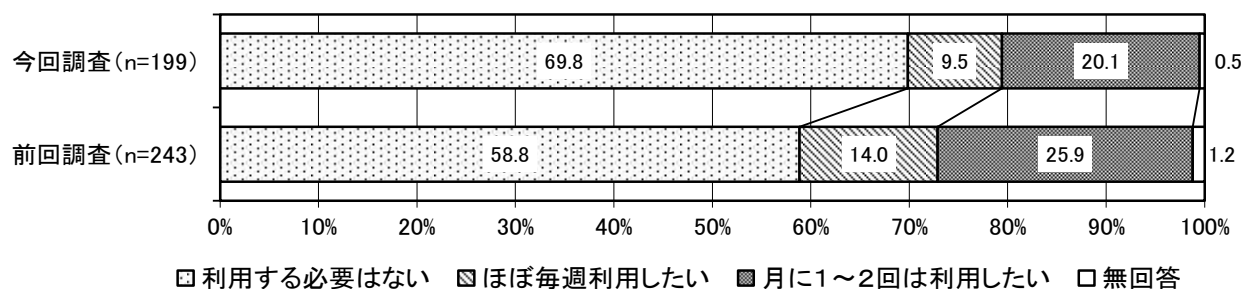
【お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください】



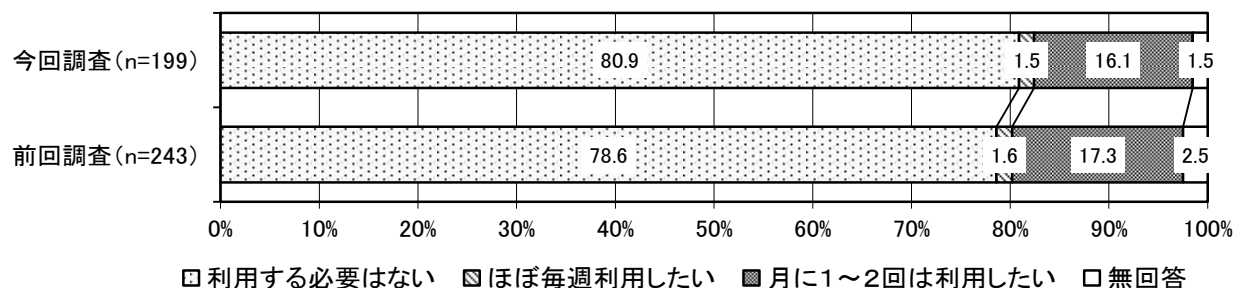
⑧土曜日、日曜日や休日の教育・保育事業の利用希望(就学前・問 20)

土曜日や、日曜・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」が、土曜日は 69.8%、日曜・祝日は 80.9%と高い比率となっており、特に土曜日は前回調査と比較して 11 ポイントも高くなっています。

【土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望】

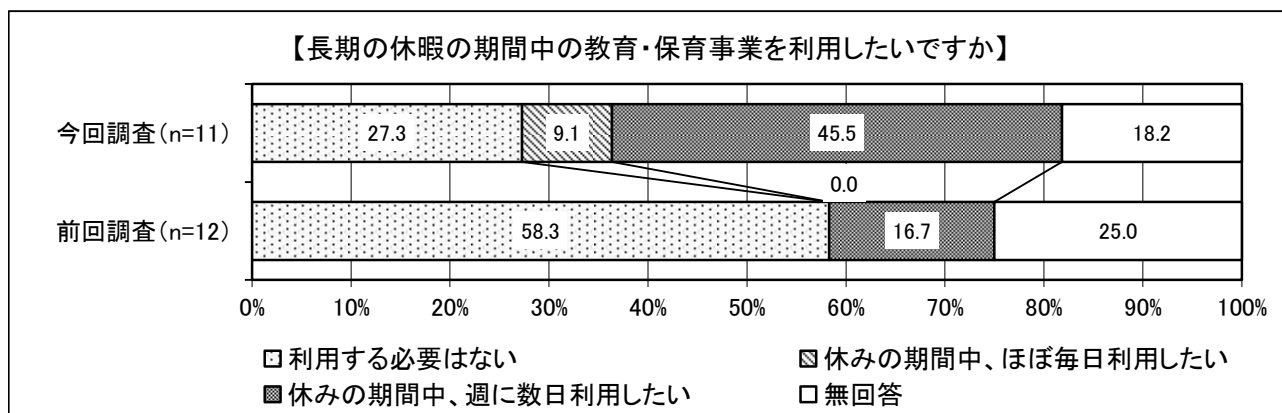


【日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望】



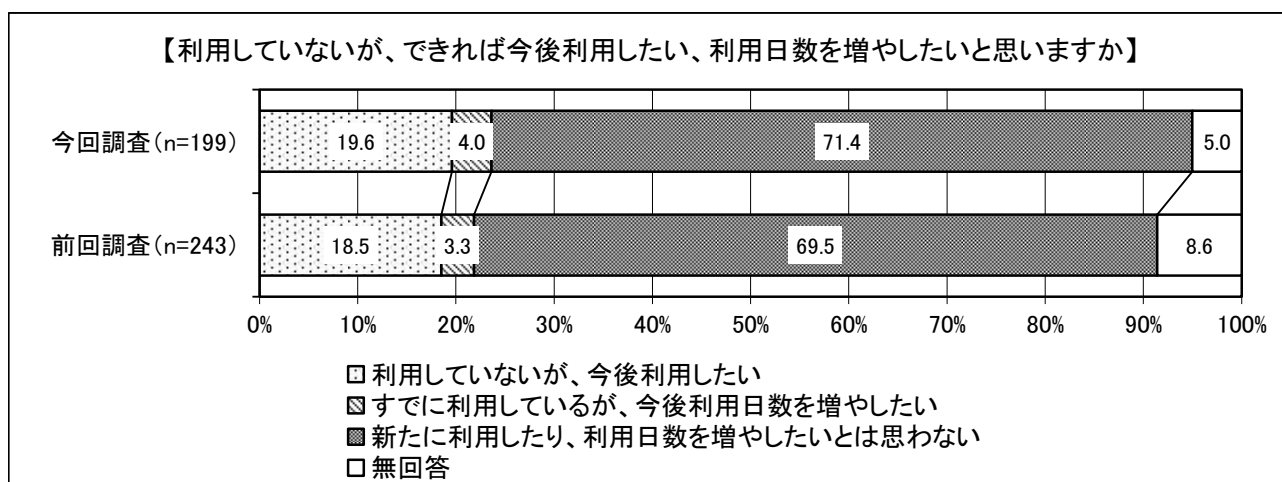
⑨長期休暇中の教育・保育事業の利用希望(幼稚園利用者)(就学前・問 21)

幼稚園を利用している人に長期休暇期間中の利用希望を聞いたところ、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 45.5%(5 人)、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 9.1%(1 人)、合わせて利用希望が 54.1%(6 人)となり、前回の 16.7%(2 人)から大きく増加しています。



⑩地域子育て支援拠点事業の今後の利用(就学前・問 18)

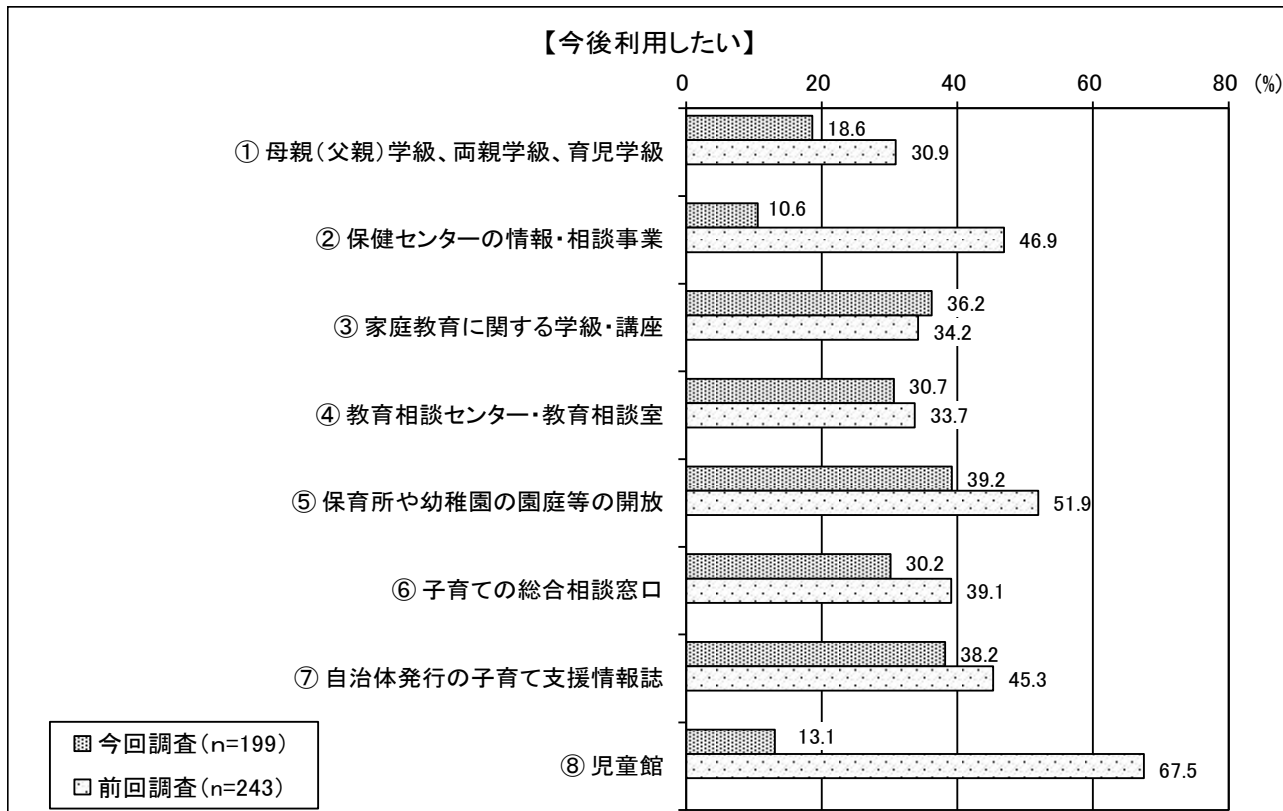
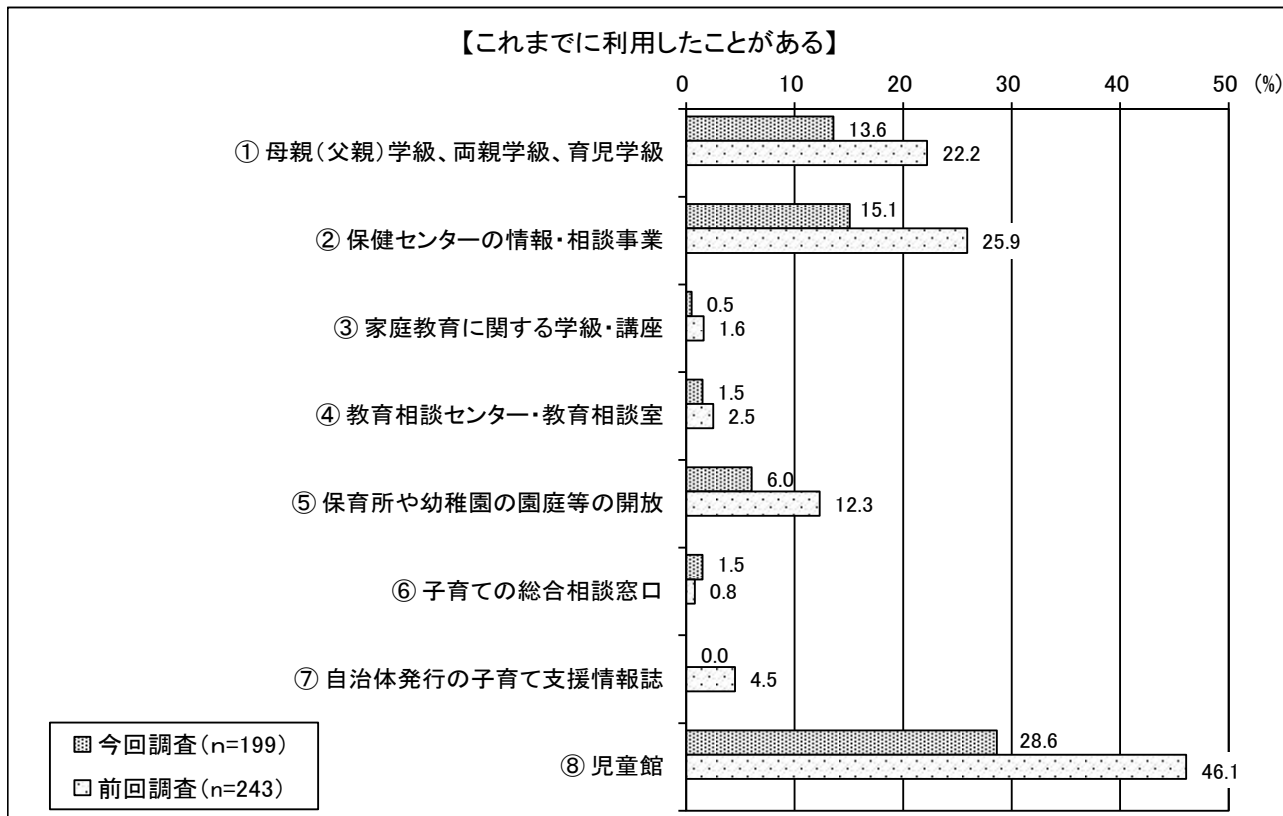
地域子育て支援拠点事業の今後の利用については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 71.4%、「利用していないが、今後利用したい」は 19.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は 4.0%と、前回と概ね同様の結果となっています。



⑪地域の子育て支援事業の利用(就学前・問 19)

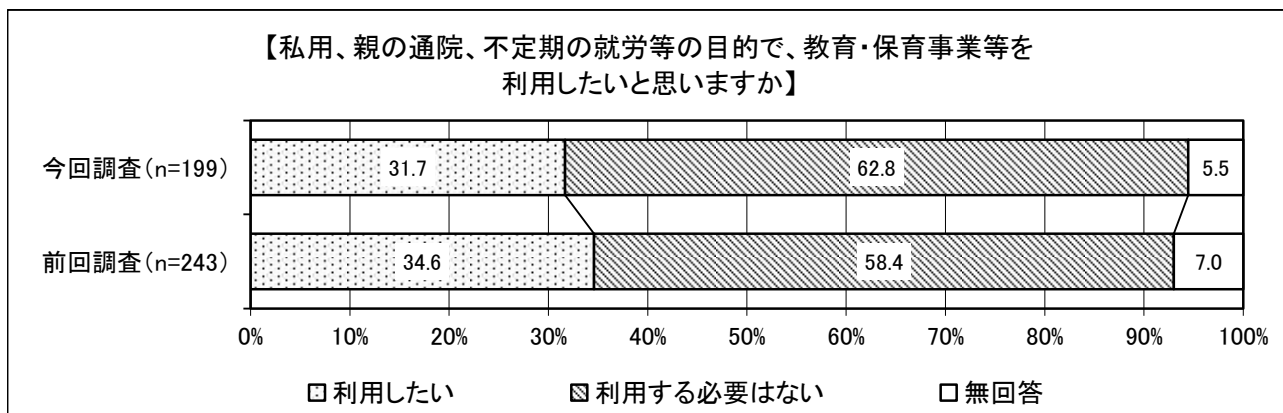
これまでに利用したことがある子育て支援事業は、「児童館」が 28.6%と最も高くなっています。

今後利用したい子育て支援事業は、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(39.2%)や「自治体発行の子育て支援情報誌」(38.2%)、「家庭教育に関する学級・講座」(36.2%)、「教育相談センター、教育相談室」(30.7%)、「子育ての総合相談窓口」(30.2%)などの比率が高くなっています。

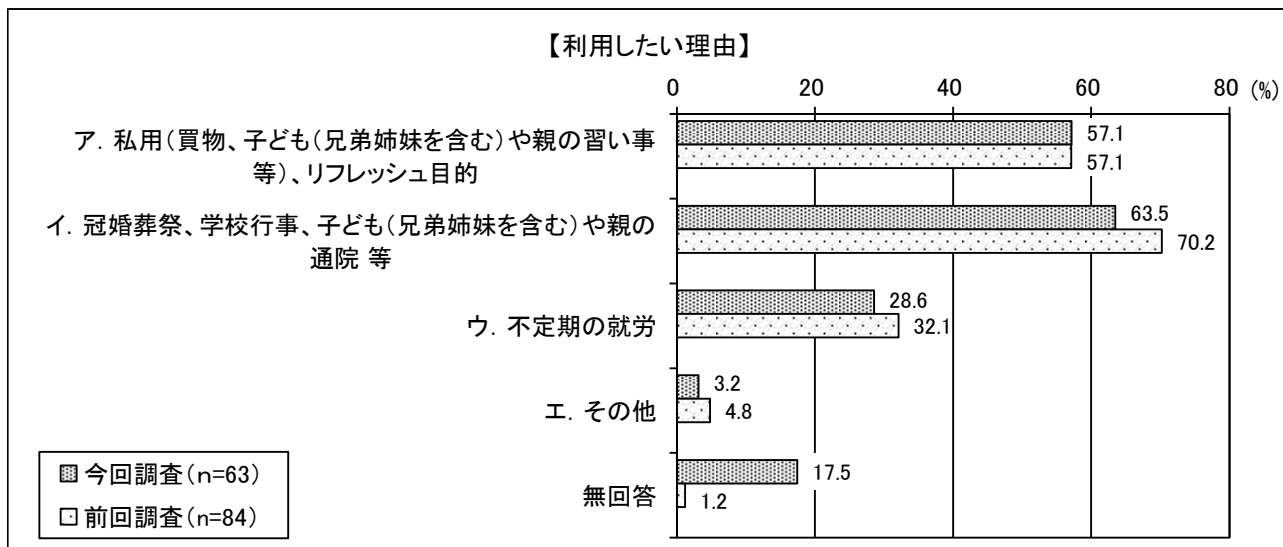


⑫一時預かりの利用希望(就学前・問 24)

私用、親の通院、不定期の就労の目的で、教育・保育事業等を利用したいと思うかについて、「利用したい」は 31.7%であり、前回より 2.9 ポイント減少していますが、概ね同様の傾向が見受けられます。



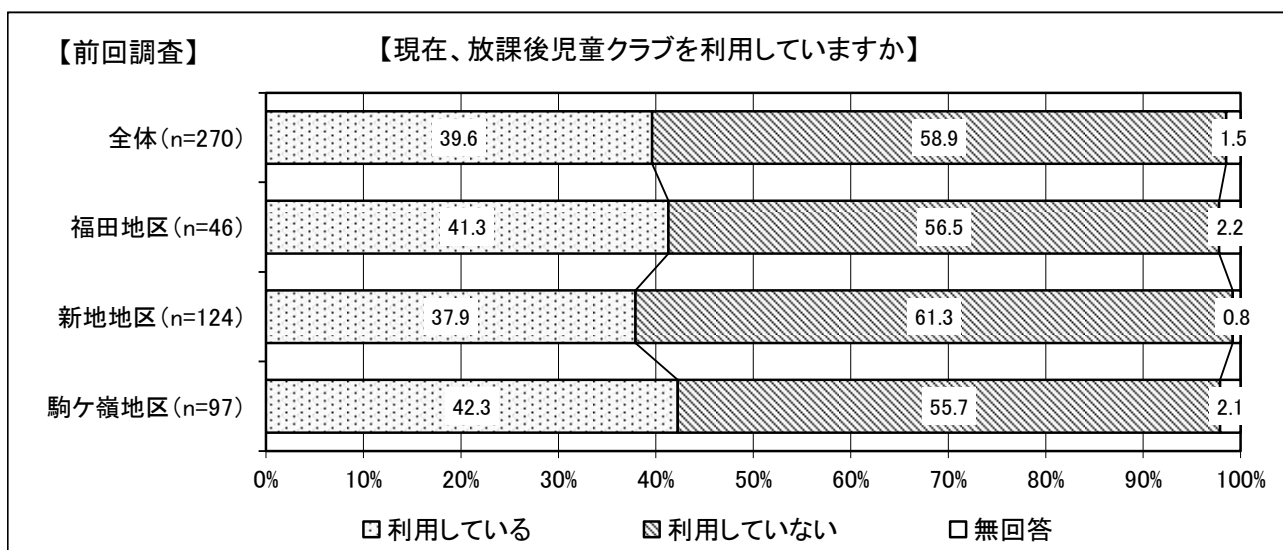
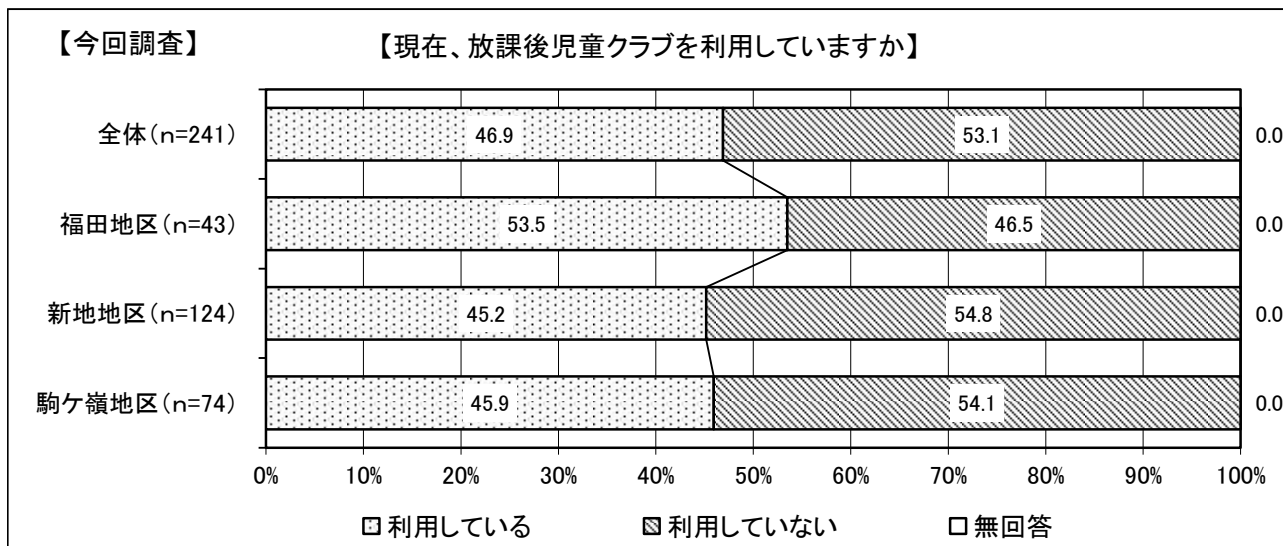
利用したい理由については、「イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」が 6 割を超え、「ア. 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」が 57.1%、「ウ. 不定期の就労」が約 3 割となっており、前回と概ね同様の結果となっています。



⑬放課後児童クラブの利用(小学生・問 15)

放課後児童クラブを「利用している」は、46.9%と半数近くが利用しています。地区別にみると、「利用している」は「福田地区」が 53.5%と最も高く、「駒ヶ嶺地区」が 45.9%、「新地地区」が 45.2%となっています。

前回調査と比較して、全体・地区別ともに「利用している」は増加し、特に「福田地区」は 12.2 ポイントの増加となっています。

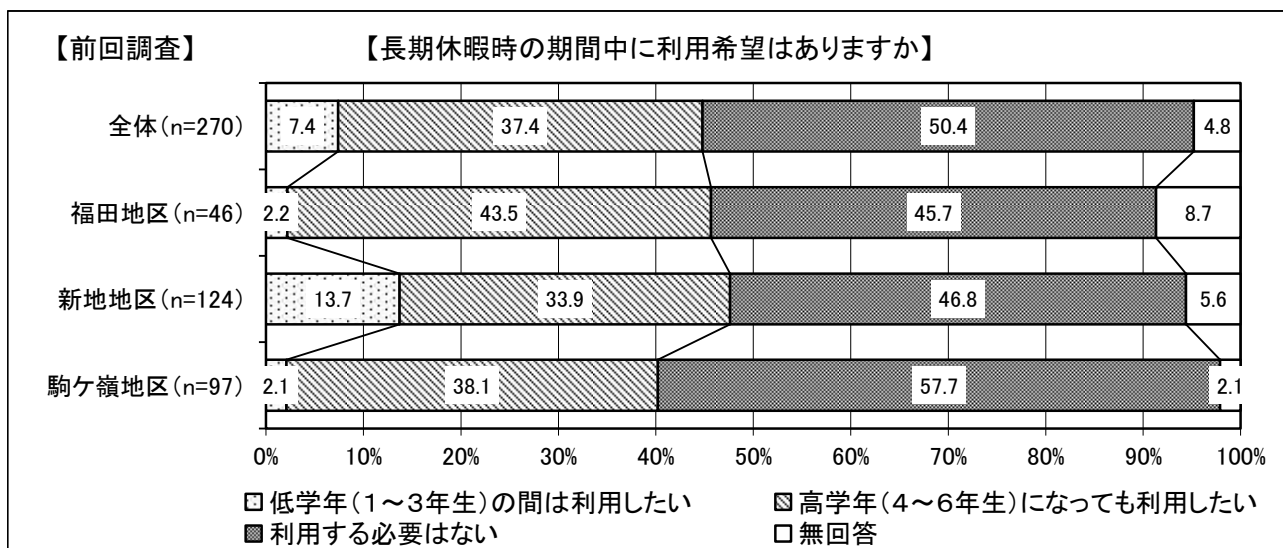
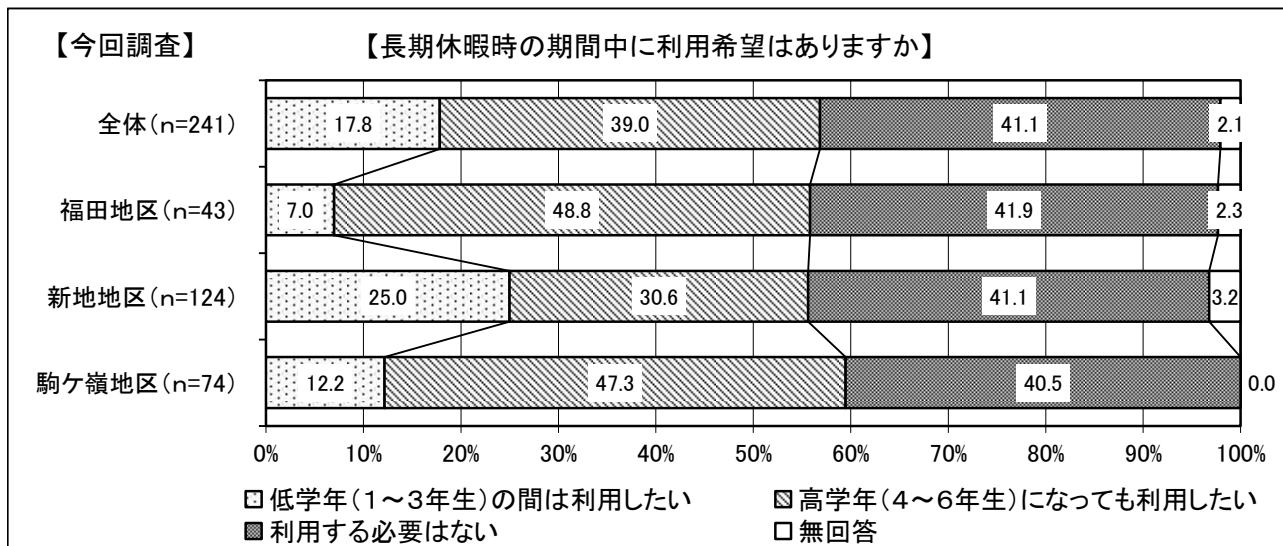


⑭長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望(小学生・問 16)

夏休み、冬休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望は「低学年の間は利用したい」が17.8%、「高学年になっても利用したい」が39.0%となっています。

前回調査と比較すると、特に「低学年の間は利用したい」の比率が大幅に増加しています。

地区別にみると、「新地地区」は「低学年の間は利用したい」が25.0%と、他地区(「駒ヶ嶺地区」12.2%、「福田地区」7.0%)を大きく上回っています。

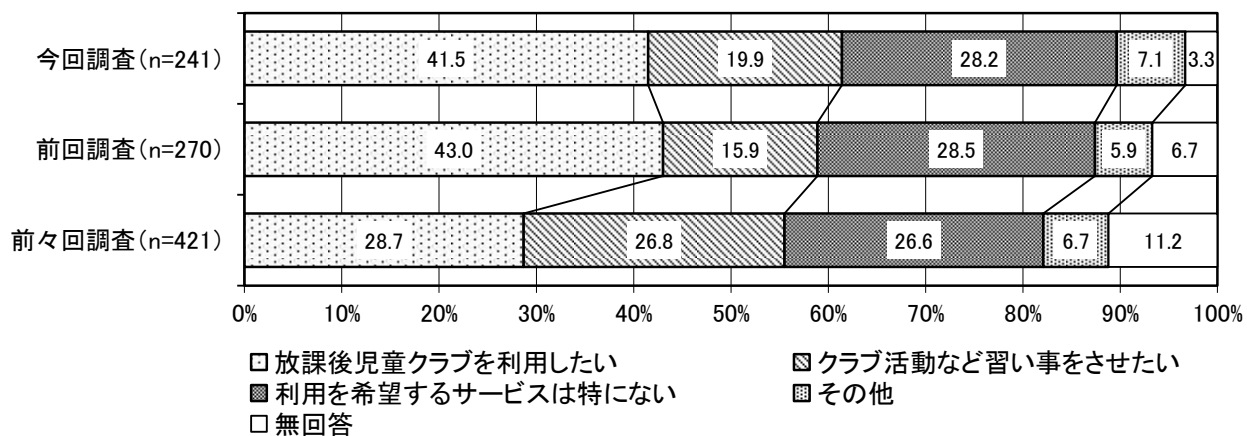


⑮放課後の過ごし方の希望(小学生・問 17)

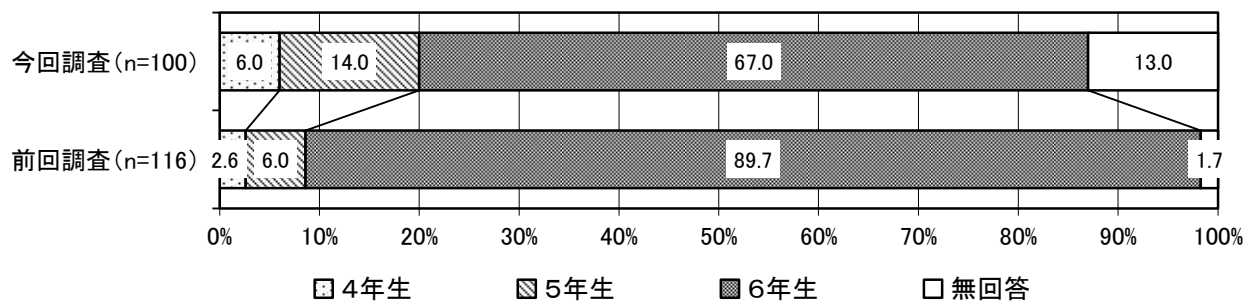
小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望は「放課後児童クラブを利用したい」が41.5%、「利用を希望するサービスは特にない」が28.2%、「クラブ活動など習い事をさせたい」が19.9%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

「放課後児童クラブを利用したい」の希望学年は「6年生」までが67.0%と多数を占めています。

【小学4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか】



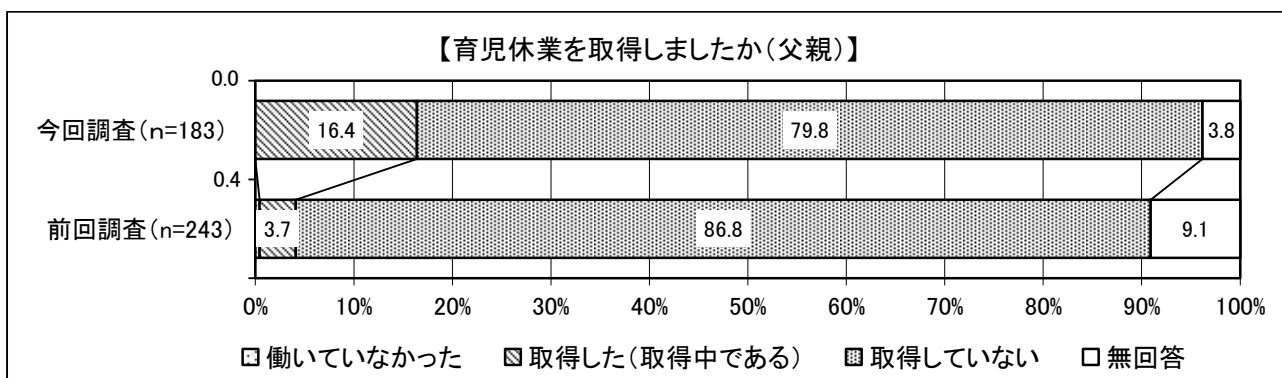
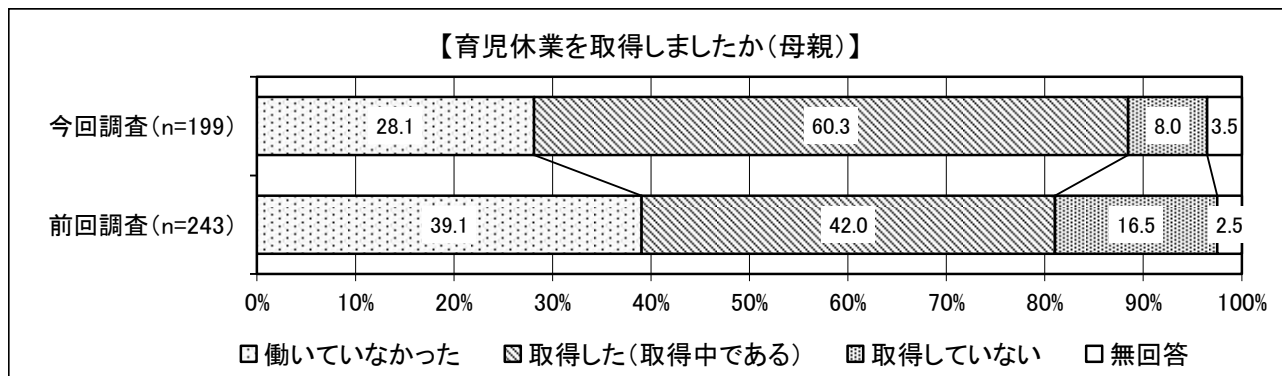
【利用したい学年】



⑩育児休業の取得(就学前・問 29)

母親の育児休業の取得状況(「取得した(取得中である)」)は60.3%と、前回(42.0%)から18.3ポイントの増加となっており、「取得していない」は8.0%となっています。

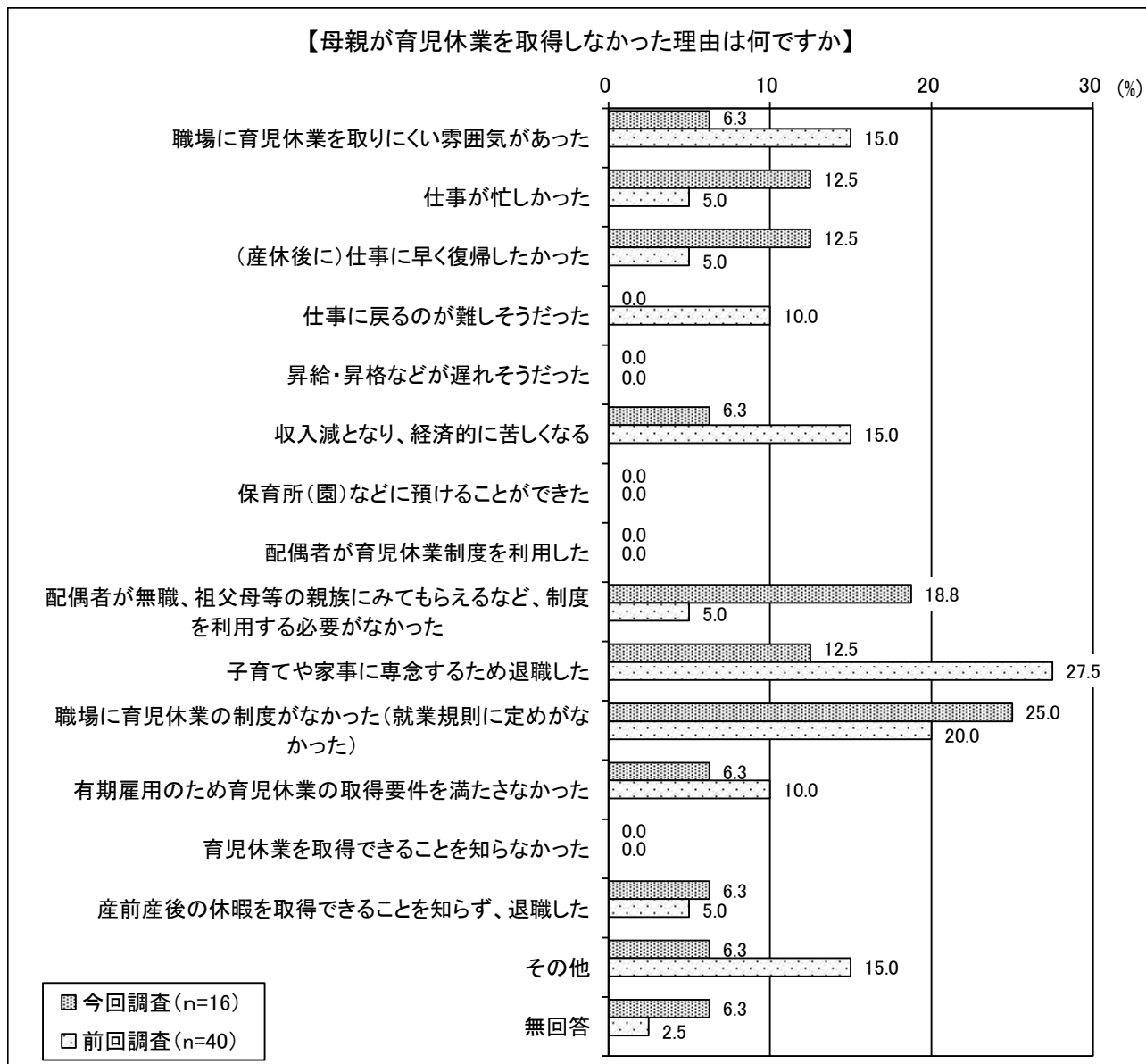
父親の育児休業の取得状況(「取得した(取得中である)」)は16.4%と、前回(3.7%)から12.7ポイントの増加となっています。



⑰育児休業を取得していない理由(就学前・問 29)

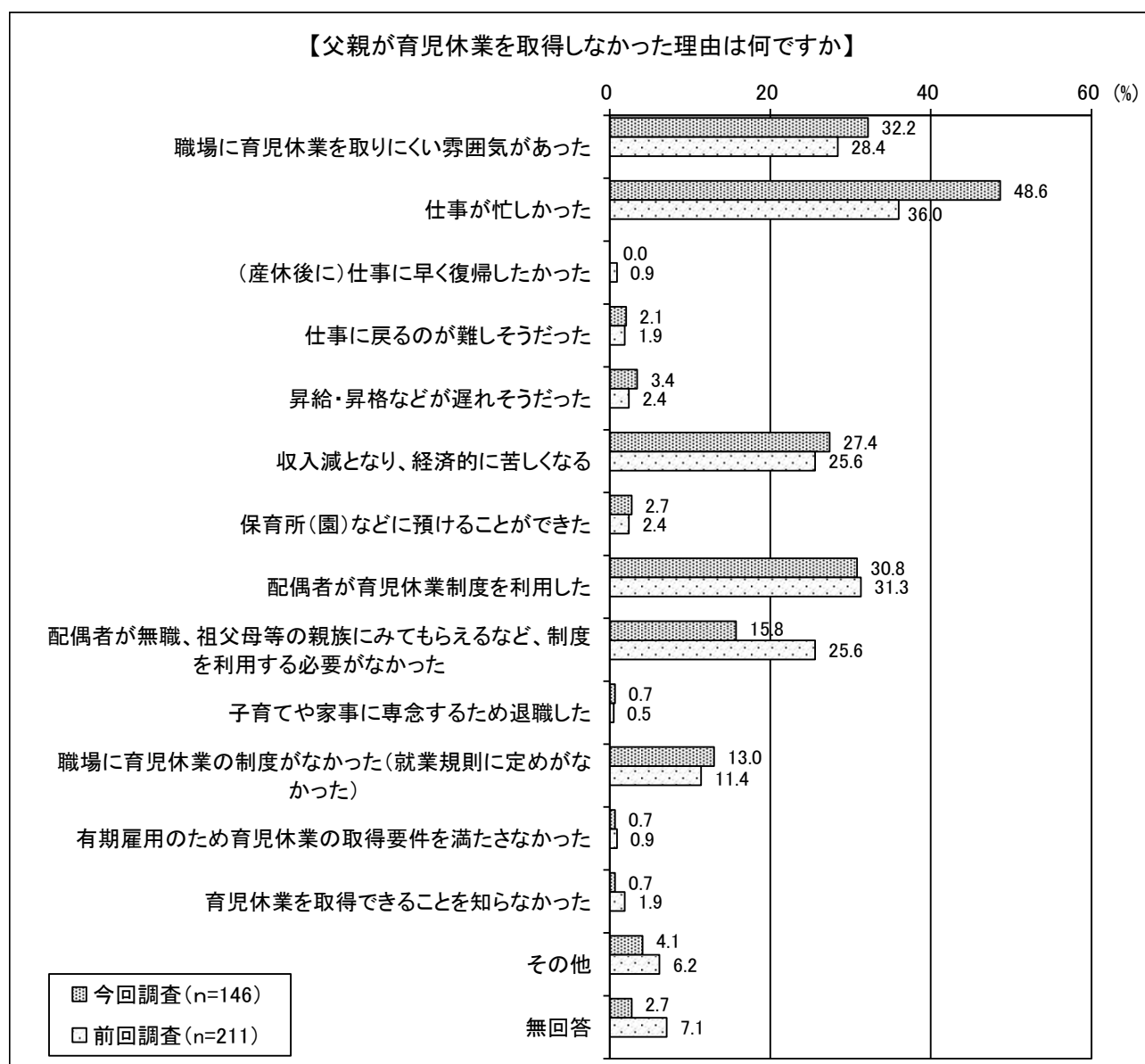
母親が育児休業を取得していない理由は、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(25.0%)や「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(18.8%)が上位となっています。

前回最も比率が高かった「子育てや家事に専念するため退職した」(27.5%)は、今回は12.5%と半減する結果となっています。



父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が 48.6%と最も高く、以下、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(32.2%)、「配偶者が育児休業制度を利用した」(30.8%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(27.4%)と続いています。

前回調査と概ね同様の傾向ではあるものの、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(3.8 ポイント増)や「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(1.6 ポイント増)は増加しており、職場の一層の理解・協力が求められます。

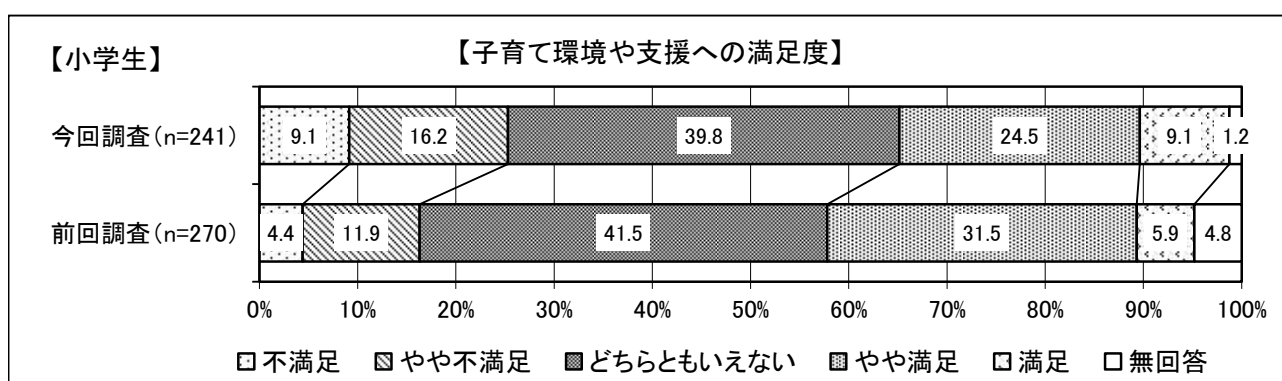
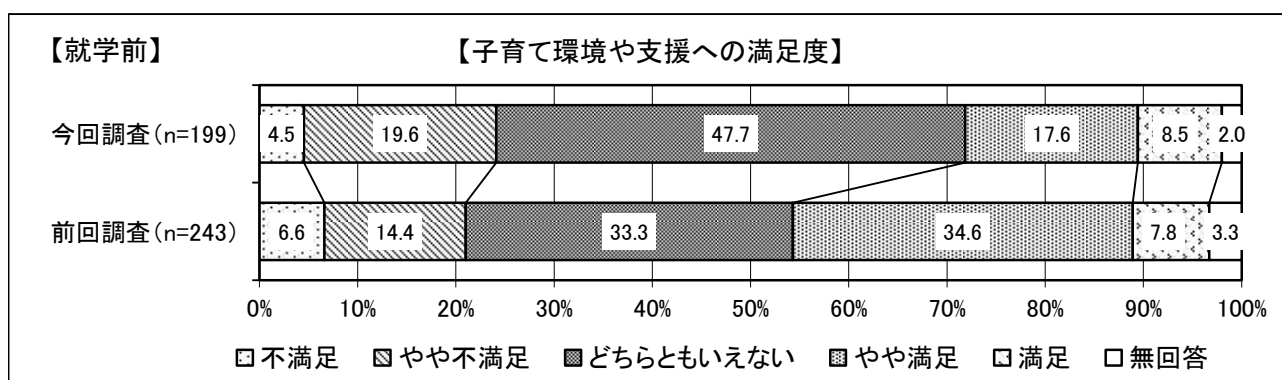


⑱子育て環境や子育て支援の満足度(就学前・問 30、小学生・問 23)

子育ての環境や子育て支援への満足度について、就学前は「満足」と「やや満足」を合わせた『満足度』は 26.1%(8.5%+17.6%)で、一方、「不満足」と「やや不満足」を合わせた『不満足度』は 24.1%(4.5%+19.6%)であり、わずかながら『満足度』が上回っています。

小学生では、『満足度』が 33.6%となり、『不満足度』(25.3%)を 8.3 ポイント上回っています。

前回調査と比較すると、『満足度』は減少し、『不満足度』が増加しており、特に、就学前において「やや満足」が 34.6%から 17.6%へと 17 ポイントもの大幅な減少となっています。



3 子育て環境の状況

(1)教育・保育施設

町内の教育・保育施設として、町立の保育所が3施設(新地保育所、駒ヶ嶺保育所、福田保育所)あります。通常保育に加え、延長保育、土曜保育(新地保育所で集合保育)、一時保育を行っています。なお、0歳児保育は新地保育所のみで行っています。

園児数は、平成31年の298人から令和5年には270人へと減少傾向にあります。

令和5年の各保育所の状況をみると、新地保育所は各歳とも20～30人程度(0歳児・10人を除く)であり、駒ヶ嶺保育所は同15～20人程度がほとんどであるのに対し、福田保育所は5～18人まで年齢によるバラツキが大きくなっています。

新地保育所及び駒ヶ嶺保育所は、安全点検を行い使用しています。福田保育所は改築し令和4年より供用を開始しています。

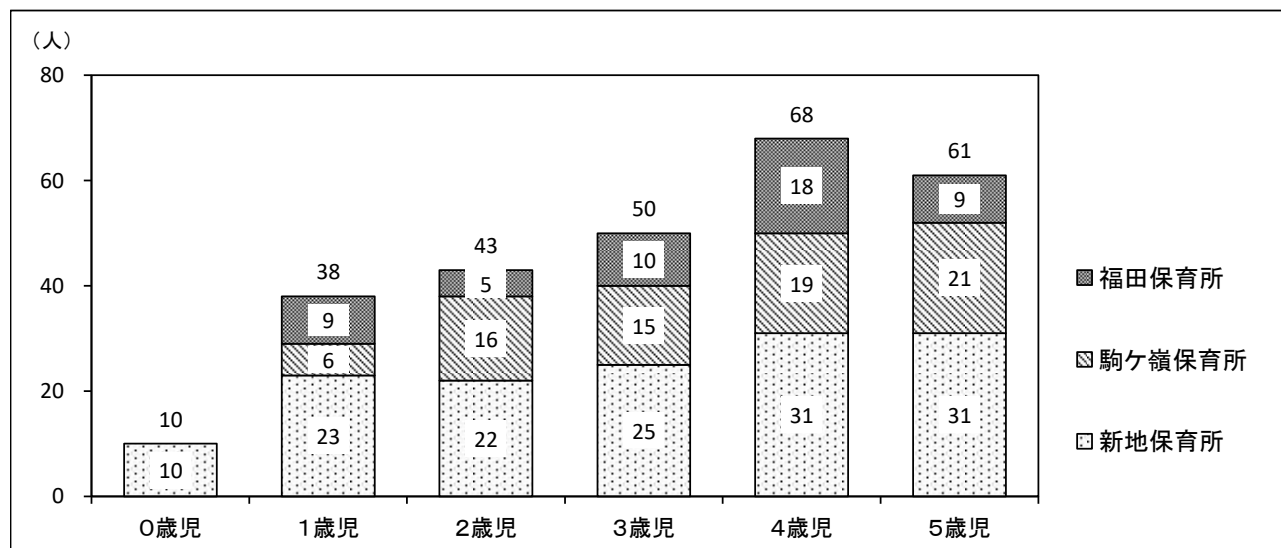
◇保育所の状況

単位:人

	合計					新地保育所					駒ヶ嶺保育所					福田保育所				
年度	H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5
0歳児	12	9	13	13	10	12	9	13	13	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳児	51	41	38	35	38	28	17	18	19	23	10	14	9	11	6	13	10	11	5	9
2歳児	48	54	51	45	43	22	24	23	19	22	14	16	18	12	16	12	14	10	14	5
3歳児	70	59	62	65	50	37	26	32	30	25	19	20	19	18	15	14	13	11	17	10
4歳児	61	71	60	64	68	31	39	31	33	31	18	22	21	20	19	12	10	8	11	18
5歳児	56	62	69	62	61	31	32	40	33	31	18	18	21	21	21	7	12	8	8	9
計	298	296	293	284	270	161	147	157	147	142	79	90	88	82	77	58	59	48	55	51
定員	330	330	330	330	330	150	150	150	150	150	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90

資料:新地町(各年4月1日現在)

◇年齢別保育所別児童数(令和5年)



資料:新地町(令和5年4月1日現在)

(2)放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたちを対象とする施設で、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して健全な育成を図るものあり、本町では新地、駒ヶ嶺、福田の3地区で実施しています。

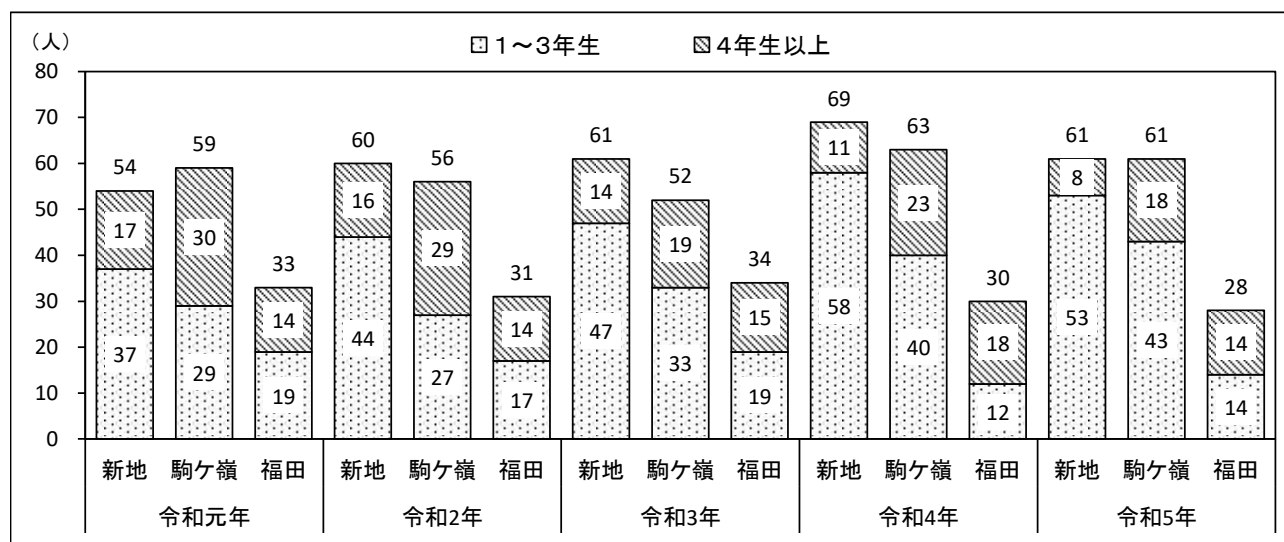
利用者数は毎年 150 人程度となっておりますが、地区により偏りがある状況となっております。また、近年は低学年(1～3 年生)の利用希望が高く、高学年(4～6 年生)の利用は少数にとどまっている状況も見受けられます。

◇放課後児童クラブ概要

名 称	設置・運営主体	定 員	活動場所
新地児童クラブ	公設公営	70人	新地町児童館
福田児童クラブ	公設公営	30人	勤労青少年ホーム
駒ヶ嶺児童クラブ	公設公営	60人	駒ヶ嶺公民館

資料：新地町(令和6年4月1日現在)

◇放課後児童クラブ利用者数



資料：新地町(各年 10 月1日現在)

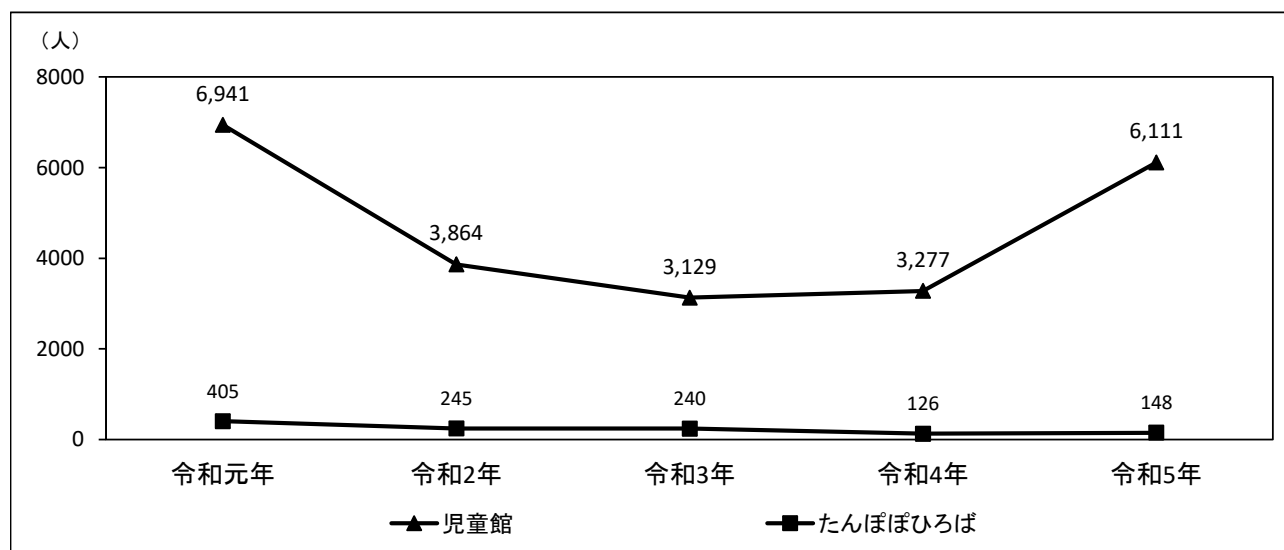
(3) 児童館等の利用状況

児童館は、子どもの健全な遊びをととして、健康の増進・豊かな情操を育むことを目的とした施設であり、館内には、安心してのびのびと元気に遊ぶことができるように遊戯室や集会室、児童室、図書コーナー、幼児休憩コーナーなどがあります。また、子どもと親同士が自由に遊んだり、交流を図る「なかよしひろば」や「たんぽぽひろば」、「育児相談」などの活動も行っています。

平成 30 年度には児童館の利用者が 9,365 人と過去最多を記録しました。しかし、新型コロナの感染拡大防止対策などもあり、その後は 3,000 人台まで落ち込みましたが、現在は回復傾向にあります。

「たんぽぽひろば」は、保育所や幼稚園に入所(園)前の親子を対象に、親子のふれあいや仲間づくりのための場として児童館において月 2 回開催しています。感染症対策として参加者数を制限しながらプログラムを作成し、開催しています。

◇児童館利用者数の推移



資料:新地町

4 新地町の現状(まとめ)

(1)人口動向等からみる子ども・子育ての状況

○子どもの人口減少対策は喫緊の課題です

- ・平成 29 年以降、本町の子どもの人口は減少しています。
- ・令和5年の出生数は34 人と令和4年の50人から約30%減る結果となっています。
- ・合計特殊出生率は国・県ともに過去最低水準を更新しています。
- ・未婚率は男女とも各年代で上昇・横這い傾向で推移しており、晩婚化が進行しています。

○核家族が約6割と子育て家庭の状況は大きく変化しています

- ・「両親と子ども」のみの核家族世代が52.0%(令和2年国勢調査)と過半数を占め、「ひとり親」世帯(7.9%)を合わせて約6割が核家族となっており、祖父母を含めた3世代世帯は約3割(29.9%)となっています。
- ・核家族化の進行により、子育て中の親が孤立化しやすい状況となることから、子育て家庭への支援が一層求められます。

○女性の就業率は向上しています

- ・就業者における女性の割合は上昇傾向にあり、令和2年は 43.4%と、平成 22 年と同様に過去最高水準となっています。
- ・女性の就業率は年々向上しており、いわゆるM字カーブも改善傾向が見受けられます。
- ・仕事と家庭(子育て等)の両立が一層求められます。

(2)ニーズ調査にみる子ども・子育ての状況

○子どもを見てもらえる親族・知人は「祖父母」が多数、一方で「いない」が約1割います

- ・日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約6割、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 40%台と、「祖父母」が突出しています。小学生では「日常的にみてもらえる」が減少し、「緊急時等」の比率が増加しています。
- ・なお、全体の約1割は「いない」との回答となっています。

○母親の就労：フルタイムの就労が大幅に増加しています

- ・母親の就労状況は「フルタイムで就労」が就学前・小学生とも6割を超え(産休中等を含む)、前回調査から大きく比率が増加しています。

○教育・保育事業：認可保育所の利用は全体の 77%、利用意向は認可保育所が 80%、他に幼稚園や認定こども園、ファミリー・サポート・センターが1割超となっています

- ・平日の定期的な教育・保育事業を使用している人は 84.9%で、そのうちの約9割(全体の 77%)が認可保育所と多数を占めています。
- ・利用希望についても同様に、「認可保育所」が 80.4%と圧倒的多数を占め、「幼稚園」が 18.1%、「認定こども園」が 13.6%、「ファミリー・サポート・センター」が 11.1%と続いています。

○地域子育て支援事業：園庭開放や講座、相談、情報で 30%を超える高い利用意向となっています

- ・今後利用したい子育て支援事業としては、「園庭等の開放」や「子育て支援情報誌」、「家庭教育に関する学級・講座」、「教育相談センター、教育相談室」、「子育ての総合相談窓口」はいずれも 30%を超える高い比率となっています。

○放課後児童クラブの利用が増加、長期休暇中の利用意向は特に「低学年」で増加しています

- ・放課後児童クラブを「利用している」のは 46.9%と、前回の 39.6%から 7.3 ポイント増加しています。3地区とも増加しており、特に「福田地区」は 12.2 ポイントの増加となっています。
- ・夏休み、冬休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望は「低学年の間は利用したい」が 17.8%、「高学年になっても利用したい」が 39.0%と、前回調査からいずれも増加していますが、特に「低学年の間は利用したい」は 10.4 ポイントと大幅な増加となっています。

○「育児休業取得」が増加、しかし職場の一層の理解が求められます

- ・育児休業の取得状況は、母親は 60.3%に対し、父親は 16.4%と低いものの、前回の 3.7%から 12.7 ポイントの増加となっています。
- ・取得していない理由として、母親の「職場に育児休業の制度がなかった」(25.0%・4 人)や、父親の「仕事が忙しかった」(48.6%)や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(32.2%)などの職場関連の比率が前回より増加しています。

(3)子育て環境からみる子ども・子育ての状況

○園児数の確保（福田保育所）及び施設の計画的な修繕等による安全、快適な利用環境対応（新地・駒ヶ嶺保育所）が求められます

- ・町内の教育・保育施設として、町立の保育所が3施設（新地保育所、駒ヶ嶺保育所、福田保育所）あります。
- ・園児数は減少傾向にあり、特に福田保育所で 50 人前後と少ない状況です。
- ・新地保育所及び駒ヶ嶺保育所は、施設の計画的な修繕等による安全、快適な利用環境対応が求められます。

○放課後児童クラブ：高学年の利用など地区により偏りが生じています

- ・新地、駒ヶ嶺、福田の3地区で放課後児童クラブを実施しています。
- ・利用者数は、地区により偏りがある状況となっています。また、近年は低学年(1～3 年生)の利用希望が高く、高学年(4～6 年生)の利用は少数にとどまっている状況も見受けられます。

○児童館：利用者数は新型コロナから回復基調にあります

- ・子どもの遊びなど自由な利用とともに、「なかよしひろば」や「たんぽぽひろば」、「育児相談」などの活動も行っています。
- ・新型コロナによる利用制限がありましたが、現在は回復傾向にあり、さらなる利用促進が望まれます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念：目指す姿

医療費や保育、幼児教育などの子育てに係る負担の軽減、児童館での親子交流活動や育児相談事業に取り組むとともに、子育て相談に係る包括的なセンター機能である「子育て世代包括支援センター」を活かし、妊娠・出産・育児への不安の解消をサポートします。

また、小学校の放課後の居場所として放課後児童クラブ、児童館の運営により、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

【基本理念：目指す姿】

安心して子どもを産むことができ、
地域みんなで子育てを応援する、
子どもたちの笑顔があふれるまち

2 基本的な視点

本計画の策定及び施策の推進にあたっては、以下の5項目を基本的な視点とし、基本理念の実現を目指して取り組んでいきます。

(1)子どもの視点

子育て支援事業等は子ども自身の健やかな成長を手助けするものであることから、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子育ての基本は子育てに関わるそれぞれの主体が協力して行い、子どもの立場に立って施策を推進します。

(2)利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者のニーズの多様化と就業形態による特性に配慮し、利用者の視点に立った事業を柔軟かつ総合的に推進します。

(3)社会全体による支援の視点

保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、行政機関だけでなく、企業や地域全体が協力して対応すべき課題として、協働で取り組むことを推進します。

(4)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現の視点

国・地方自治体・企業をはじめとする関係機関との連携の下、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じたワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組を推進します。

(5)全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、核家族化等により子育てに関する相談相手が見つからず、悩んでいる保護者の存在、ひとり親家庭等への対応など、広く全ての子どもと家庭への支援を推進します。

3 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援法等の一部の改正により、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとされています。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、これらの動向を踏まえ、支援の拡充等への対応を図ることができるよう、町において必要な取組を位置づけ、実施していくことができるよう検討を行います。

給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案のポイント

こども未来戦略＜加速化プラン＞に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化 ◎は支援納付金充当事業

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- 所得制限を撤廃
- 高校生年代まで延長
- 第3子以降は3万円

+ 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]

- 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設**

- 月一定時間までの枠の中で**時間単位等**で柔軟に通園が可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

3. 共働き・子育ての推進

○ **出生後休業支援給付**（育休給付率を手取り10割相当に）

- 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]

○ **育児時短就業給付**（時短勤務時の新たな給付） (◎)

- 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。

給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

○ **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～

- 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収
- ※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
- 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

○ **こども・子育て政策の見える化の推進**

- 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

2

4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

本町では、新地町全域を一つの「教育・保育提供区域」として設定します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の量の見込みの算出

子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査結果をもとに、国から示された以下の算出の考え方等に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出を行い、かつ、これまでの利用実績等を踏まえ、量の見込みを設定いたします。

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き
(平成 26 年1月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(初版)
(令和5年9月 20 日こども家庭庁成育局総務課事務連絡)
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver.1)
(令和6年3月 11 日こども家庭庁成育局総務課事務連絡)
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver.2)
(令和6年 10 月 10 日こども家庭庁成育局総務課事務連絡)

◇教育・保育の量の見込みと提供体制

対象事業		備考
1	1号認定（認定こども園及び幼稚園）	
2	2号認定（認定こども園及び保育所）	
3	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	

◇地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

対象事業		備考
1	利用者支援事業	
2	地域子育て支援拠点事業	
3	妊婦健康診査	
4	乳児家庭全戸訪問事業	
5	養育支援訪問事業	
6	子育て短期支援事業	
7	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
8	一時預かり事業	
9	延長保育事業	
10	病児保育事業	
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業	

◇地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（続き）

対象事業		備考
14	子育て世帯訪問支援事業	児童福祉法の改正による新規三事業
15	児童育成支援拠点事業	
16	親子関係形成支援事業	
17	妊婦等包括相談支援事業	子ども・子育て支援法の改正による新規三事業
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
19	産後ケア事業の提供体制の整備	

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼児期の学校教育・保育において、現在の利用状況とともに将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保する必要があります。

教育・保育における需要量（ニーズ量）を把握し、「量の見込み」を算出するにあたり、令和6年度のニーズ調査を活用します。

ニーズ調査の結果や利用状況を踏まえた「量の見込み」と、それに対する「確保の方策」は以下のとおりです。

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和7年度）

区 分		1号認定	2号認定		3号認定			計
		3歳以上	3歳以上		2歳	1歳	0歳	
		幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望	保育所希望	保育所希望	
①量の見込み（人）		5	5	149	29	30	19	237
②確保方策（人）	その他町外施設	5	5	0	0	0	0	10
	保育所	0	0	149	29	30	19	227
②－①（人）		0	0	0	0	0	0	0

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和8年度）

区 分		1号認定	2号認定		3号認定			計
		3歳以上	3歳以上		2歳	1歳	0歳	
		幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望	保育所希望	保育所希望	
①量の見込み（人）		5	5	135	32	31	19	227
②確保方策（人）	その他町外施設	5	5	0	0	0	0	10
	保育所	0	0	135	32	31	19	217
②－①（人）		0	0	0	0	0	0	0

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和9年度）

区 分		1号認定	2号認定		3号認定			計
		3歳以上	3歳以上		2歳	1歳	0歳	
		幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望	保育所希望	保育所希望	
①量の見込み(人)		4	5	124	31	30	19	213
②確保方策(人)	その他町外施設	4	5	0	0	0	0	9
	保育所	0	0	124	31	30	19	204
②－①(人)		0	0	0	0	0	0	0

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和10年度）

区 分		1号認定	2号認定		3号認定			計
		3歳以上	3歳以上		2歳	1歳	0歳	
		幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望	保育所希望	保育所希望	
①量の見込み(人)		4	5	117	30	30	19	205
②確保方策(人)	その他町外施設	4	5	0	0	0	0	9
	保育所	0	0	117	30	30	19	196
②－①(人)		0	0	0	0	0	0	0

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和11年度）

区 分		1号認定	2号認定		3号認定			計
		3歳以上	3歳以上		2歳	1歳	0歳	
		幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望	保育所希望	保育所希望	
①量の見込み(人)		4	5	121	30	30	18	208
②確保方策(人)	その他町外施設	4	5	0	0	0	0	9
	保育所	0	0	121	30	30	18	199
②－①(人)		0	0	0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保提供量

(1)利用者支援事業

【事業概要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

【本町の取組】

本町においては、令和2年度より、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から出産、子育て期にわたり、専門職員が様々な相談に対応し、関連機関と連携を取りながら切れ目のない支援に努めています。

今後も、子育て世代包括支援センターにおいて、児童及び保護者等への必要な情報提供や相談に努め、また支援が必要な子どもやその保護者等の情報を、必要に応じて、保育所、児童館と共有し、各所が連携しながら包括的な支援に努めていきます。また現在、「こども家庭センター」につきましては設置しておりません。今後、設置のあり方について関係機関と協議、検討に努めていきます。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

核家族が進む中で家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の負担や不安・孤独感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

【本町の取組】

本町では、児童館の中に「なかよしひろば」及び「たんぽぽひろば」を開設しており、小学校就学前の教育・保育施設等を利用していない子どもとその親が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所として利用を図っています。コロナ禍により利用者数が一時減少しましたが、現在はコロナ禍前の状況まで回復しており、また、近年は母親だけでなく、父親の参加も見受けられます。

今後も児童館における「なかよしひろば」及び「たんぽぽひろば」を中心に、地域の子育て中の親子の交流や育児相談、情報交換の場として支援に努めます。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人日)	1220	1033	478	538	605	605	605	617	601	589
確保方策 (人日)	1220	1033	478	538	605	605	605	617	601	589
(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(3)妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【本町の取組】

母子手帳交付時に妊婦健康診査を定期的に受診するよう促すとともに、妊婦の健康状態に応じて医療機関と連携しながら電話・訪問等の支援に努めていきます。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人回)	59	59	30	33	45	45	45	45	45	45
確保方策 (人回)	59	59	30	33	45	45	45	45	45	45

(4)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【本町の取組】

助産師・保健師が家庭訪問を行い、乳児の健康状態把握や育児の悩み等の相談・指導に努めていきます。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人回)	59	59	39	31	35	45	45	45	45	45
確保方策 (人回)	59	59	39	31	35	45	45	45	45	45

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

育児ストレスや産後うつ病等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対し、育児訪問支援員や保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行う事業です。

【本町の取組】

養育支援が必要な家庭に対し、保健師や助産師が早期から養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等を継続して努めていきます。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
確保方策 (人回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業概要】

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業です。

【本町の取組】

現在、本町では本事業を実施しておりません。ニーズ調査結果によるニーズはあるものの、実施可能な養護施設等が町内には無く対応が困難であることから、当面は、当該事業を実施する予定はありません。

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【本町の取組】

現在、本町では本事業を実施しておりません。ニーズ調査結果においても需要は低いことから、当面は、当該事業は実施いたしません。なお、保護者のニーズ等の高まりがみられた際には、実施についての検討を行います。

(8)一時預かり事業

【事業概要】

家庭において一時的に保育を行うことが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【本町の取組】

本町においては、一時保育事業を町内の3保育所で実施しており、利用したい保護者の要望に応じています。

今後も保護者の就労や傷病・介護等の理由により一時的に保育を行うことができない家庭の保育ニーズに応じていくよう努めていきます。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人日)	390	15	45	45	120	120	115	106	102	101
確保方策 (人日)	390	15	45	45	120	120	115	106	102	101
(か所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(9)延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保護者の就労形態・通勤時間等やむを得ない事情により保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

【本町の取組】

本町においては、延長保育事業を町内の3保育所で実施しており、利用したい保護者の要望に応じています。

共働き世帯の増加や多様化する就業形態などに伴い利用人数は増加していることから、今後も延長保育を各保育所で実施し、ニーズに対応した延長保育に努めていきます。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人)	77	80	84	65	77	77	72	68	63	63
確保方策 (人)	77	80	84	65	77	77	72	68	63	63
(か所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(10)病児保育事業

【事業概要】

病児に対して、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【本町の取組】

現在、本町では本事業を実施しておりません。ニーズ調査結果によるニーズはあるものの、提供体制の確保が難しいことから、当面、当該事業は実施いたしません。

なお、他事業での対応を含めて、病児・病後児への対応については、今後の検討課題といたします。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない留守家庭で、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【本町の取組】

本町においては、小学校や近隣の公共施設で本事業を実施しています。定員に対して、利用申請者数が年間を通して、ほぼ収まっていますが、一時的に定員を上回り利用できない児童が出る場合があります。

保護者のニーズに対応できるよう、人材の確保や活動の充実など、安定した受入れに向けて環境の整備に努めていきます。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
新地児童クラブ(人)	56	62	52	64	59	62	60	60	54	52
駒ヶ嶺児童クラブ(人)	53	52	52	60	54	57	55	56	50	48
福田児童クラブ(人)	32	35	23	28	30	32	31	31	28	27
量の見込み 合計(人)	141	149	127	152	142	151	146	131	132	126
確保方策 (人)	141	149	127	152	142	151	146	131	132	126
(か所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき食事（主食・副食・おやつ）の提供に要する費用や、日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費用等について、一部の補足給付を行う事業です。

【本町の取組】

現在、国の幼児教育・保育の無償化制度では、保育所や幼稚園に通う3歳以上児の保育料（利用料）の無償化では、これまで保育料に含まれていた副食費（給食のおかず、おやつ）は無償化の対象外となっています。

そのため、副食費は原則保護者が負担することになっていますが、町では子育て世帯の経済的負担を軽減するため、町立保育所に通う3歳以上児の副食費を無料とする事業を行っています。

また学校給食で使用する米購入費の全額助成や、経済的理由や心身の障害によって就学困難な世帯に対しては就学援助制度を適用し、学校給食はもとより、学用品費や修学旅行費、校外活動費を準要保護世帯は全額補助、特別支援教育就学世帯については国と町が4分の1ずつ補助に継続して努めていきます。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【本町の取組】

現在、本町では本事業を実施しておりません。引き続き、各保育所で信頼される保育事業に努めていきます。

(14)子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【本町の取組】

現在、本町では本事業を実施しておりません。
引き続き子育て包括支援センターにて、保健師や助産師が、子育てに対しての不安や悩みを傾聴するとともに、助言指導や支援に努めていきます。

(15)児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

【本町の取組】

現在、本町では本事業を実施しておりません。養育環境等に課題を抱える学童期の児童については、必要に応じ関係各課や、関係機関との連携を取りながら対応に努めます。

(16)親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【本町の取組】

現在、本町では本事業を実施しておりません。今後、事業開始にむけて関係機関と連携を取りながら体制を整えることに努めます。

(17)妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

【本町の取組】

保健師、助産師が妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、アンケートや面談、訪問、情報発信を通じて様々なニーズに合わせた支援に努めます。(令和4年度より伴走型相談支援として事業開始、令和7年度より妊婦等包括相談支援事業へ名称変更)。

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人)			36	31	39	30	30	30	30	30
確保方策 (人)			36	31	39	30	30	30	30	30

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設が予定されています。

【本町の取組】

現在、こども家庭庁では令和7年度からの制度化、令和8年度からの本格実施に向け検討を行っており、それに合わせ本町も令和8年度からの事業実施に向けて努めます。

区 分		実績（人日）					計画（人日）				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	0歳児	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
	1歳児	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
	2歳児	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
確 保 方 策	0歳児	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
	1歳児	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
	2歳児	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1

(19)産後ケア事業の提供体制の整備

【概要】

産後1年未満の母親と乳児を対象として、指定の医療機関・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を実施する内容です。

【本町の取組】

心身共に不安定になりやすい産後1年未満の母親と乳児に対し、医療機関や助産所において、助産師による心身のケアや育児指導等、適切な支援に努めます。

区 分		実績					計画				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （人日）		16	8	12	2	3	8	8	8	8	8
確保方策 （人日）		16	8	12	2	3	8	8	8	8	8

第5章 その他の関連施策の展開

1 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育事業の利用ができるよう、休業中の保護者に対して情報を提供するとともに、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスが実施できるよう、環境整備に努めます。

① 子育て世代包括支援センターの開設

少子化や核家族化などにより、妊産婦が周囲から十分な支援を受けることが難しくなっています。町では令和 2 年度より「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から出産、子育て期にわたり、専門職員が様々な相談に対応し、関連機関と連携を取りながら切れ目のない支援を行っており、継続して実施に努めます。

現在、「こども家庭センター」につきましては設置しておりません。今後、設置のあり方について関係機関と協議、検討していきます。

② 児童館の充実

児童館について広く周知を図り、また、年に一度行っている児童館と地域の交流を深めるイベント「探検 新地町児童館」等により、子育て家庭が集まりやすい施設となるよう、事業内容の充実や運営体制の工夫に努めます。

③ なかよし・たんぽぽひろば事業の充実

児童館における「なかよしひろば」、「たんぽぽひろば」は、コロナ禍で一時利用者数が減少していましたが、現在は回復し、子育ての仲間づくりなどで実績があがっています。地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う場として、「なかよしひろば」、「たんぽぽひろば」のさらなる充実に努めます。

また、子育て家庭が身近な地域で気軽に利用できる方策の一つとして保育所と連携した事業を推進に努めます。

④ 地域の子育てグループの支援

「なかよしひろば」及び「たんぽぽひろば」事業等で交流を深めた親同士が、その後も継続的な活動ができるように、地域団体の活動協力を得ながら、子育てグループの支援に努めます。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 子ども虐待防止対策の充実

児童への虐待、ネグレクトの防止のため普及啓発活動を行うとともに、親と子の心の健康づくりや「乳児家庭全戸訪問事業」、「妊婦等包括相談支援事業」などを通じて養育支援を必要とする家庭の早期把握に努め、関係機関との連携のもと、個々のケースへの対応・支援に努めます。

① 児童虐待に関する啓発・相談活動の推進

町民への児童虐待防止法に関する周知啓発と相談活動を充実するとともに、学校や保育所・児童館・保健センター・健康福祉課との連絡を密に取り、情報共有を行うなど、虐待防止と早期発見に努めます。

② 民生委員・児童委員活動の充実

虐待の予防と早期発見には、地域での情報が重要となることから、民生委員・児童委員の相談・支援活動の充実や見守りの強化に努めます。

② 児童虐待の事前予防

乳幼児健康診査や保育所、学校等において、子どもの体の様子を観察するとともに、乳幼児健診の未受診者の家庭訪問の実施や養育支援が必要な家庭への相談・指導に努めます。

④ 要保護児童対策地域協議会の充実

保育所、学校はもとより、関係機関・団体などとの連携により情報共有を図るとともに、早期発見・解決に向けて要保護児童対策地域協議会の開催と支援の充実に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、個々の状況に応じた十分な情報提供や相談支援、さらには経済的に安定した生活のもとで、子どもを健全に育てることができるよう、各種手当の支給や医療費の助成など、経済的負担の軽減に継続して努めます。

また、就労につながる資格取得やハローワークと連携した就労支援など、安定した収入が確保できるよう支援に努めます。

① 相談体制の充実

ひとり親家庭が抱える様々な問題とその自立に向けた支援のため、民生委員・児童委員による相談体制の充実に努めるとともに、保育園や学校、広報等によりひとり親家庭が利用できるサービスや相談体制の周知を図るなど、広報・周知活動及び相談体制の拡充に努めます。

② 就労の促進

就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により自立支援に努めます。

また、安心して仕事ができるように保育所や児童クラブの利用等、就労しやすい環境を支援すると

ともに、児童扶養手当の申請に伴う現況調査等において、未就職者に対しては就労に対しての困りごとの聞き取りを合わせて行い、就労支援に努めます。

③ 経済的支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助ける経済的支援を図るため、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費の助成の実施とともに、父子母子寡婦福祉資金貸付制度の周知による利用拡大に努めます。

なお、児童扶養手当法等の一部改正により、令和 6 年 11 月 1 日から所得限度額と第 3 子以降の加算額が引き上げられています。

(3)障がい児施策の充実等

妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進し、障がいの早期発見に努めるとともに、関係機関との情報共有・連携を行いながら一人ひとりのニーズに応じた丁寧な支援に努めます。

発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知や家族支援に努めます。また、通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもへの適切な教育支援に努めます。

①早期療育体制の充実

乳幼児健康診査や相談・訪問等で、言語や発達状況等について早期の発見に努めるとともに、つまづきなどが発見された乳幼児や、経過観察が必要と認められた乳幼児に対して、乳幼児発達観察相談会や言語相談会、すこやか教室などを通じて、専門職員による相談や指導を行うなど、発達等の状況に応じた早期支援に努めます。

②障がい児保育の充実

障がい児保育は、障がいのある子どもにとって集団生活や生活習慣などの面で大きな効果が期待されることから、保育所において、研修を通じた職員理解を深めるとともに、受入れ体制の充実を図ることにより、障がいのある子もない子も、安心して集団生活を送ることができるよう、障がい児の統合保育を推進に努めます。

③障がい児教育の充実

保育所・小学校の連携、相談支援ファイルの活用など、福祉及び教育などの関係機関の連携により、就学指導を充実するとともに、障がいの状況に応じたきめ細かな障害児教育の充実に努めます。

④発達障がいへの支援

自閉症や学習障がいなどを持つ子どもへの支援にあたっては、早期から切れ目なく発達の特徴に応じた支援が受けられるよう、定期的に福祉部局、保育所、学校と情報交換会を開催し、円滑な支援につなげていくことが求められます。

必要とする支援を行うことができるよう支援員等の人的配置の充実や教育環境のユニバーサルデザイン化等の推進に努めます。

⑤特別支援教育の実施

教員及び特別支援教育担当者を対象とした研修を図り、教職員全体の理解を促進することにより、障がいのある子ども一人ひとりに対応した適切な教育支援に努めます。

- 全ての教員に求められる特別支援教育に関する基礎的な知識及び理解等の向上
- 特別支援学級を担当する教員、支援員等に求められる専門性の向上
- 保健福祉と教育等の連携による合同研修会、情報交換会の実施による連携に係る専門性の向上

⑥障がい児福祉手当の支給

精神または身体の重度の障がいのため常時介護を必要とする児童に、障がい児福祉手当を支給します。適正に利用いただくために制度の周知に努めます。

3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

子ども・子育て支援法に基づく基本方針において、社会全体の運動として仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を広げていく必要があることが示されています。

また、少子化の進行や働き方の多様化、男性の育児参加の促進(政府による男性の育児休業取得の推進)、介護離職の防止、ワーク・ライフ・バランスの重視(働き方改革の推進による長時間労働の是正・有給休暇の取得促進が進展)などの社会的背景を課題に、育児・介護休業法の改正が行われ、柔軟な働き方を実現するための措置等が、令和7年4月1日から施行されます。

ワーク・ライフ・バランスの実現には、職場における理解と環境づくりが必要であり、男女がお互いに責任を分かち合いながら、あらゆる場面において充実した生活を送り、活躍できるように、雇用環境の整備を促進するとともに、多様な働き方を可能とする仕事と生活の調和を推進していく必要があります。男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができるよう、企業等の協力のもと、環境の整備や意識の醸成に取り組み、育児休業等の普及促進と多様な働き方の実現を促進します。

① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

本町は、新地町男女共同参画推進事業として、「新地町男女共生のつどい」を開催し、トークショーやセミナーなどを通して、「男女が互いを尊重し、ともに個性を発揮して、共同参画できる社会づくり」の推進に努めてきました。

男女共同参画社会を実現し、固定的な性別役割分担意識を持つことなく、その能力が発揮されるよう、様々な機会を活用して普及啓発を進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、自主的活動を行う関係機関、団体、企業との連携を図り、ネットワークづくりに取り組みます。

② 働き方の見直しの促進

仕事と生活の調和推進のための行動指針に基づき、男性の家事・育児・介護への参加を促すため、商工会等において、労働時間の短縮や最低賃金などに関する周知、啓発に努めます。

◇男女共同参加に関する取組

区 分	実績				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
「男女共同参画週間」啓発活動	有	有	有	有	有
男女共同参画プラン推進会議	有	有	有	有	有
男女共生のつどい開催	有	有	有	有	有
男の料理教室開催	有	有	有	有	有

④ 育児休業制度等の普及啓発

育児休業制度の認知度は高くなっていますが、育児休業の取得となると、取得されにくい状況が見受けられます。また、看護休暇制度については、認知度がまだまだ低いと思われるため、周知を徹底する必要があります。

育児休業や看護休暇制度の周知徹底を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努めます。

⑤ 育児・介護休業制度等の利用促進

新地町のニーズ調査において、母親が育児休業を取得していない理由は、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が 25.0%と最上位であり、父親については「仕事が忙しかった」(48.6%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(32.2%)が上位となっており、職場における理解が重要となっています。

育児・介護休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて、商工会や事業主に対して普及啓発に努めていきます。

⑥ 男性の意識改革と子育ての促進

新地町では、母子手帳交付時、妊婦やその夫に対し、育児休業のパンフレットを交付し、男性の育児休業取得等に関する普及啓発に努めてきました。

引き続き、父親も子育てに参加するよう意識改革を働きかけるとともに、男性が母子保健事業や家庭教育事業に参加できるよう実施方法の改善、また、子どもを連れた父親が参加しやすい行事と機会増加に努めていきます。

4 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

(1) 安心して迎える妊娠・出産

安心して出産を迎えられるよう専門職員により母子健康手帳の配布を実施するとともに、妊婦健康診査の受診を促進し、妊婦の健康の確保に努めます。また、妊婦同士の仲間づくりを行い、相談・情報提供を図ります。新生児全員を訪問し、相談・指導に努めます。

① 妊娠・出産に対する支援の充実

母子健康手帳交付時に保健師・助産師による相談等を通して、妊娠中の不安の軽減を図るとともに、ハイリスク妊婦や乳児がいる家庭への訪問指導を行うなど、妊娠・出産に対する支援の充実に努めます。

③ 母子相談事業の充実

新地町保健センターにおいて、妊娠期から子育てに関する相談など、専門職員による様々な相談事業に努めています。今後も、健康面に関する身近な相談機関として、機能の充実に努めます。

④ 医療費等の助成

18歳までの子どもの医療費助成や、ひとり親家庭医療費及び重度心身障害児(者)医療費等の助成を継続して行い、乳幼児・児童等の医療費の軽減に努めます。

(2) 親子の健康づくりを支援する健診・指導

乳幼児健康診査において、未受診者のフォローを徹底し、健診をきっかけに指導が必要なケースについては、個別相談を実施し、発達の心配がある親子の支援に努めます。また、離乳食、歯科、事故防止など保健師と連携し、母子保健推進員や食生活改善推進員などと連携しながら、子どもの成長に合わせた保健活動に努めます。

① 妊婦健康診査の充実

医療機関と連携を取り、妊婦が健康を維持し、安心して出産できるように、妊婦健康診査事後の保健指導(相談・訪問・指導)の充実に努めます。

② 乳幼児健康診査の充実

乳幼児期の健康保持増進のため、各月齢に応じて、身体発育・精神発達など健康状態を把握し、疾病や異常の早期発見・対応に努めるとともに、歯みがきや食生活など月齢等に応じた保健指導の実施に努めます。

また、虫歯予防のための乳幼児歯科健診・指導を充実するとともに、乳児期から学童期までの一貫性・継続性のある歯科保健対策を継続して努めていきます。

⑤ 健康相談・教育の充実

乳幼児期の子どもの発育・発達や子育ての悩みなどに対応するため、離乳食相談会や各健康診査時における相談、乳幼児発達相談会、言語相談会等を、継続して実施するとともに、必要な知識の啓発や、助言、指導に努めていきます。

(3)正しい生活習慣のための働きかけ

近年の町内の子どもの状況を見ると、「肥満傾向児の出現率の高止まり」や「塩分の過剰摂取による過食傾向」、「メディア(テレビ、ゲーム、スマホ)との接触の長時間化」、「睡眠時間の減少」といった傾向が見受けられます。

親の生活習慣が子どもの生活習慣に大きく影響することから、子どもの頃から望ましい食生活や生活のリズムを確保できるように保護者に働きかけるとともに、メディアとの付き合い方などの啓発について、ポスターやパンフレット配布、保健指導を通じ、継続して努めていきます。

① 食生活に関する啓発・指導の推進

乳幼児期から望ましい食習慣が身につくように、妊婦や乳幼児を持つ保護者に対し、乳幼児健診や離乳食相談会などにより、食生活に関する知識の普及・啓発や食指導を継続して努めます。

また、「食育しんち」の発行や、「食育講座」(小3～中1で学年一回実施)、「さわやかだ わが家のおすすめ料理コンテスト」など各種事業の実施により食育等の普及に努めます。

②メディアとの正しい付き合いの学習

GIGA スクール構想実現に向け、学習の基盤となる情報活用能力を育むために、学年に応じて計画的にメディアとの関わり方を学ぶ情報モラル教育を実施します。

また、新地町「タブレット端末のしおり」を家庭に配付し、望ましい端末利用のあり方について啓蒙するとともに、年 3 回のメディアコントロールウィークにより、より主体的なメディアとの関わり方を親子で考える機会とし、子ども自ら睡眠時間や学習時間を確保する自己調整力を高めていく取組を継続して実施に努めていきます。

(4)小児救急医療体制の啓発

子どもは急に体調を崩しやすく、緊急対応が必要になる場合があるため、かかりつけ医を持つことを継続して奨励するとともに、関係機関との連携のもと小児医療及び救急医療体制の充実に努めます。

①かかりつけ医の推進

子どもの疾病の予防や早期発見・治療のため、かかりつけ医の普及に努めます。

乳児訪問や乳幼児健康診査時に、保護者に対して、かかりつけ医を持つことを継続して奨励するとともに、関係機関と連携のもと、かかりつけ医と専門病院との連携による小児医療の充実に努めます。

②予防接種の推進

子どもの疾病に対する抵抗力を高め、感染症の発病を予防するため、予防接種の接種勧奨に努めます。

現在、町では生後2か月までに実施する乳児訪問において、保健師や助産師が予防接種についての説明と受診勧奨を行っており、継続して実施していきます。

③救急医療体制の周知と充実

乳児訪問や乳幼児健診時に、救急医療についての情報提供を行うとともに、公立相馬総合

病院等と連携を図りながら、救急医療体制の充実を図ります。

5 保育施設整備事業

町内の保育施設は次のとおりです。

施設名	所在地	定員 (名)	構造	建築年	備考
福田 保育所	新地町大字福田 字中里 14	90	平屋 軽量鉄骨造	令和 4 年	床 面 積 601.70 m ² 屋外遊技場 2,595.00 m ²
新地 保育所	新地町谷地小屋 字愛宕 38	150	平屋 鉄筋コンクリート 造	昭和 56 年	床 面 積 1,189.78 m ² 屋外遊技場 1,325.00 m ²
駒ヶ嶺 保育所	新地町駒ヶ嶺 字新町 7	90	平屋 鉄筋コンクリート 造	昭和 59 年	床 面 積 645.60 m ² 屋外遊技場 2,626.92 m ²

福田保育所は改築し、令和 4 年より供用しています。

新地保育所及び駒ヶ嶺保育所については、今後も安全・安心の保育を提供するため、大規模改修等の計画的な施設整備を検討していくことといたします。

第6章 計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する子育て家庭のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。

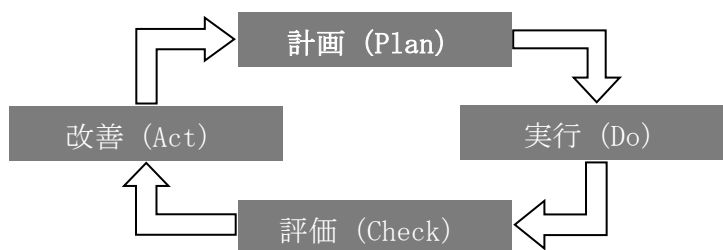
このため、関係課、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所など子ども・子育て支援事業者、学校などの多くの方の意見を取り入れながら取組に努めます。

2 計画の進行管理

計画に定められた施策の実施状況については、PDCAサイクル（計画－実行－評価－改善）による効果的な施策の進行管理に努めます。

計画に基づく施策の進捗状況を毎年度、確認・評価していきます。また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図ります。

また、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化などによって、計画に定める量の見込み等が変動することが見込まれる場合は、必要に応じて見直しを行います。



◇資料編

1 計画策定までの経過

月 日	内 容
令和6年 ・5月10日	第1回新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・新地町子ども・子育て支援事業計画策定について（諮問） ・第3期新地町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
・5月～6月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
・10月31日	第2回新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の結果について
・12月19日	第3回新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年 ・1月20日～ 2月3日	パブリックコメント実施
・〇月〇日	第4回新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について
・〇月〇日	第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

2 新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 12 月 17 日訓令第 28 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき、新地町子ども・子育て支援事業計画の策定について審議するため、新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) その他事業計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、10 人以内で組織し、次に掲げる者をもつて構成し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第 2 条に規定する審議について終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長が選出されていない場合にあっては、町長が会議を招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じ、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

3 新地町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 委員名簿

職 名	氏 名	選 出 区 分
新地町小中学校校長会長	五十嵐 隆之 (会長)	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
新地町児童館長	荒 よし子 (副会長)	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
駒ヶ嶺保育所長	加藤 里佳	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者（3保育所長代表）
新地町保健センター	目黒 三佳	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
新地町教育総務課	佐藤 和子	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
新地町PTA連絡協議会 長	伊藤 佳枝	子どもの保護者 (小・中学校のPTA連絡協議会代表)
駒ヶ嶺小学校PTA会長	鎌田 智博	子どもの保護者
福田保育所保護者会長	加藤 香織	子どもの保護者
新地保育所保護者会長	加藤 武司	子どもの保護者
主任児童委員	渡邊 美和子	学識経験者

4 国動向(子ども・子育て支援法等の一部の改正について)

子ども・子育て支援法等の一部の改正により、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとされています。

また、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるために、子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるために子ども・子育て支援金制度が創設されました。

◇ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

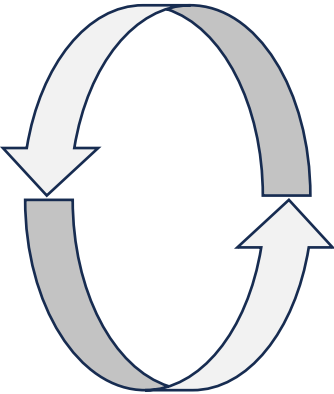
①児童手当の抜本的拡充、児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ

対象法令	変更点
児童手当法	① 所得制限の撤廃 ② 支給対象年齢が中学生から高校生年代(18歳年度末)までに延長 ③ 第3子以降の支給額を月額1万5千円から月額3万円に増額 ④ 第3子の算定に含める子の年齢を22歳年度末までに延長 ⑤ 支給月を年3回(2月、6月、10月の年3回)から年6回(偶数月)に変更

区分	改正前(令和6年9月まで)	改正前(令和6年10月以降)
支給対象	15歳到達後の最初の年度末まで(中学生まで)	18歳到達後の最初の年度末まで(高校生年代まで)
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり 所得が一定以上の場合、「特例給付(一律5,000円)」または「不支給」	所得制限なし
手当月額	3歳未満	一律15,000円 (第3子以降 30,000円)
	3歳～小学校修了	10,000円(第3子以降 15,000円) (第3子以降 30,000円)
	中学生	一律10,000円 (第3子以降 30,000円)
	高校生年代	なし (第3子以降 30,000円)
第3子カウント対象(算定児童の年齢)	所得制限限度額、所得上限限度額あり 所得が一定以上の場合、「特例給付(一律5,000円)」または「不支給」	所得制限なし
支給回数	年3回(2月、6月、10月)	年6回偶数月 (2月、4月、6月、8月、10月、12月)

②妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業の創設

対象法令	変更点
子ども・子育て支援法・児童福祉法	① 妊婦のための支援給付の創設 ② ①の給付と妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせて行うことを規定。 ③ 出産・子育て応援交付金として妊娠届出時※1に金5万円相当と出生届出※2(乳児家庭全戸訪問等)時に妊娠している子どもの数×5万円相当の支給

妊婦のための支援給付 (子ども・子育て支援法)		妊婦等包括相談支援事業 (児童福祉法)
○市町村は、妊婦であることの認定後に5万円を支給。その後、妊娠していることものの人数の届出を受けた後に妊娠していることものの人数×5万円を支給する。		○妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業として新設する。
○子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として子ども・子育て支援納付金を位置づける、等		○母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援

支援給付		面談による相談支援
給付申請※1	妊娠期 (妊娠 8~10 週前後) ※妊娠届出時等	面談
	妊娠期 (妊娠 32~34 週前後)	面談
給付の届出※2	出産・産後	面談
	産後の育児期	継続的な情報発信 希望に応じた相談対応

出産・子育て応援交付金
10 万円相当の給付

伴走型相談支援
身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

【実施主体】市町村(こども家庭センター)

(NPO 等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

◇全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

①乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設

対象法令	変更点
子ども・子育て支援法・児童福祉法・社会福祉法等	① 保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」として、こども誰でも通園制度を創設。 ② 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども ^{※1} とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。

※1:0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。

②産後ケア事業の提供体制の整備

対象法令	変更点
子ども・子育て支援法	① 産後ケア事業 ^{※1} について母子保健法から子ども・子育て支援法への位置付けと変更になり、これによって国・都道府県・市町村の役割が明確化され、計画的な提供体制の整備を進める。 ② 幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者に、教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告することを求めることとし、都道府県知事には、上記の設置者から報告された経営情報を公表することを求める。 →職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を個別施設・事業者単位で公表。経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める。 ③ 事業主拠出金を0～2歳児の保育の運営費に充当できる上限割合の引き上げ（1/5→11/50）を行う。

※1産後ケア事業:出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業。

③ ヤングケアラー^{※1}に対する支援の強化

対象法令	変更点
子ども・若者育成支援推進法	① ヤングケアラーに対する支援の強化として、ヤングケアラーが支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記。

※1ヤングケアラー:家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

◇共働き・子育ての推進

①出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設

対象法令	変更点
雇用保険法等	① 子の出生直後の一定期間以内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、被保険者とその配偶者の両方が 14 日以上の子の育児休業を取得する場合に、被保険者の休業期間について、28 日間を限度に、休業開始前賃金の 13%相当額を支給する出生後休業支援給付の創設。 →本給付の条件を満たせば、従来の育児休業給付の賃金 67%に加えて、賃金の 13%が追加され、最大 28 日間で給付率 80%となり手取り額としては約 10 割となります。 ② 2歳未満の育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設。 →時短勤務時の新たな給付により、利用しやすい柔軟な制度へ

②国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置の創設

対象法令	変更点
国民年金法	① 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設。 →多様な働き方と子育ての両立支援が求められる中、自営業・フリーランス等については、育児のため休業したとしても、育児休業給付が受けられない状態から、柔軟な働き方を推進

第3期新地町
子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和〇年〇月

編集・発行：新地町 町民課 子育て支援係

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30

電話 0244-62-2116（直通）